

過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の 実施状況調査結果

平成30年11月5日

平成30年度第3回過疎問題懇談会

過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査（調査概要）

調査概要

- 調査名：「過疎関係市町村及び都道府県における過疎対策の実施状況調査」
- 調査主体：総務省自治行政局過疎対策室
- 調査時期：平成30年6月21日～7月31日
- 調査対象：全過疎関係市町村（817団体）及び全都道府県
- 調査方法：都道府県へメールで調査票を送付。
過疎関係市町村へは、都道府県に依頼し、都道府県から該当団体へ調査票を送付。都道府県において取りまとめの上、メールで回収。

取りまとめ状況

- 過疎関係市町村：817市町村中、812市町村
- 都道府県：47都道府県中、47都道府県

※広島県尾道市、福山市、東広島市、愛媛県今治市、大州市は平成30年7月豪雨への対応のため未回答

質問項目の概要

※【3】～【13】は、主に、現行過疎法に規定された事項について、それらについての意見を調査したもの。

質問概要	質問対象	過疎関係 市町村	都道府県
【1】平成22年度以降特に重視して取り組んできた事業分野			
・特に重視して取り組んできた事業分野		○	○
【2】現在の過疎地域の状況について			
・課題があると感じている分野		○	○
【3】過疎地域自立促進計画について			
・過疎計画の策定や変更手続、記載事項についての意見		○	○
【4】過疎対策事業債について			
・①過疎債(ハード分)の対象施設等についての意見		○	○
・②過疎債(ソフト分)の対象経費等についての意見		○	○
・③過疎債についての意見		○	○
【5】都道府県による道路・公共下水道の代行整備制度について			
・①道路代行整備制度の活用に至らなかった理由		○	○
・②道路代行整備制度の必要性		○	○
・③道路代行整備制度が必要と考える理由		○	○
・④道路代行整備制度が必要でないと考える理由		○	○
・⑤道路代行整備制度についての意見		○	○
・⑥公共下水道代行整備制度の必要性		○	○
・⑦公共下水道代行整備制度が必要と考える理由		○	○
・⑧公共下水道代行整備制度が必要でないと考える理由		○	○
・⑨公共下水道代行整備制度についての意見		○	○
【6】医療の確保について			
・医療の確保についての意見		○	○

質問概要	質問対象	過疎関係 市町村	都道府県
【7】高齢者の福祉の増進について			
・高齢者の福祉の増進についての意見		○	○
【8】交通の確保について			
・交通の確保についての意見		○	○
【9】情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について			
・情報流通円滑化、通信体系充実についての意見		○	○
【10】教育の充実について			
・学校教育、社会教育等の充実についての意見		○	○
【11】地域文化の振興等について			
・地域文化の振興等についての意見		○	○
【12】農地法等による処分についての配慮			
・農地法等による処分についての配慮に関する意見		○	○
【13】国有林野の活用			
・国有林野の活用についての意見		○	○
【14】都道府県に求める役割			
・都道府県に求める役割についての意見		○	—
【15】国に求める役割			
・国に求める役割についての意見		○	○
【16】過疎対策の必要性			
・過疎対策の必要性についての意見		○	○

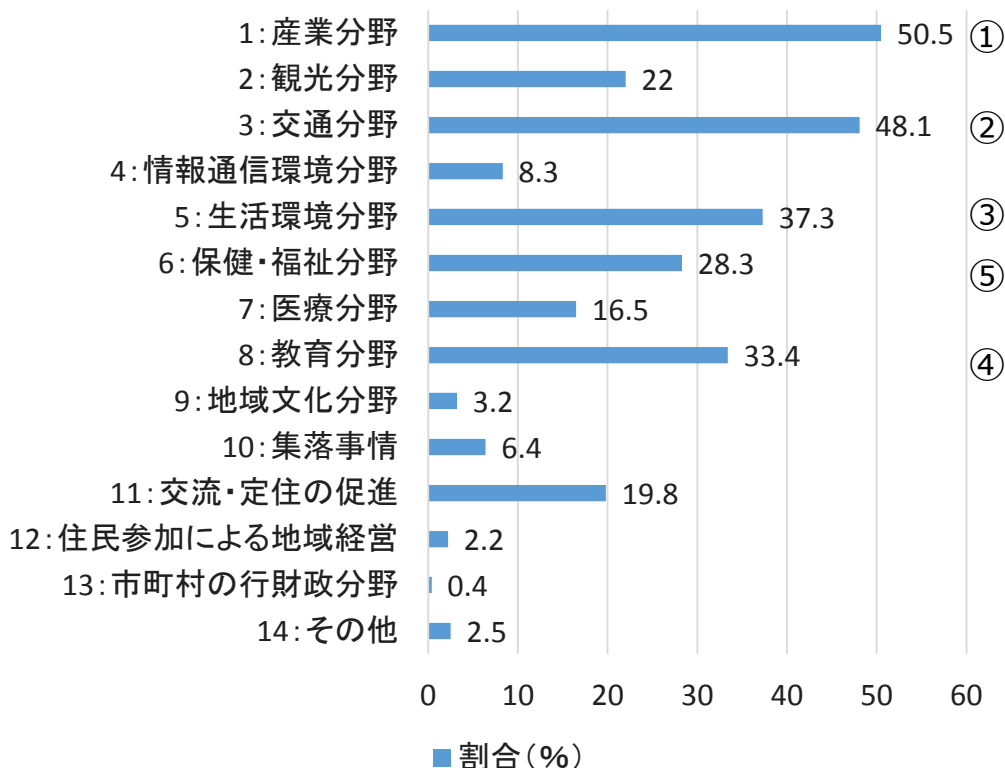
(1) 平成22年度以降特に重視して取り組んできた事業分野

平成22年度以降（※）に過疎対策を実施・推進する上で、特に重視して取り組んできた事業分野（3つ以内で選択）

※平成26年以降の過疎法改正で新たに過疎地域となった団体については、過疎地域として追加された年度以降。

過疎関係市町村の回答

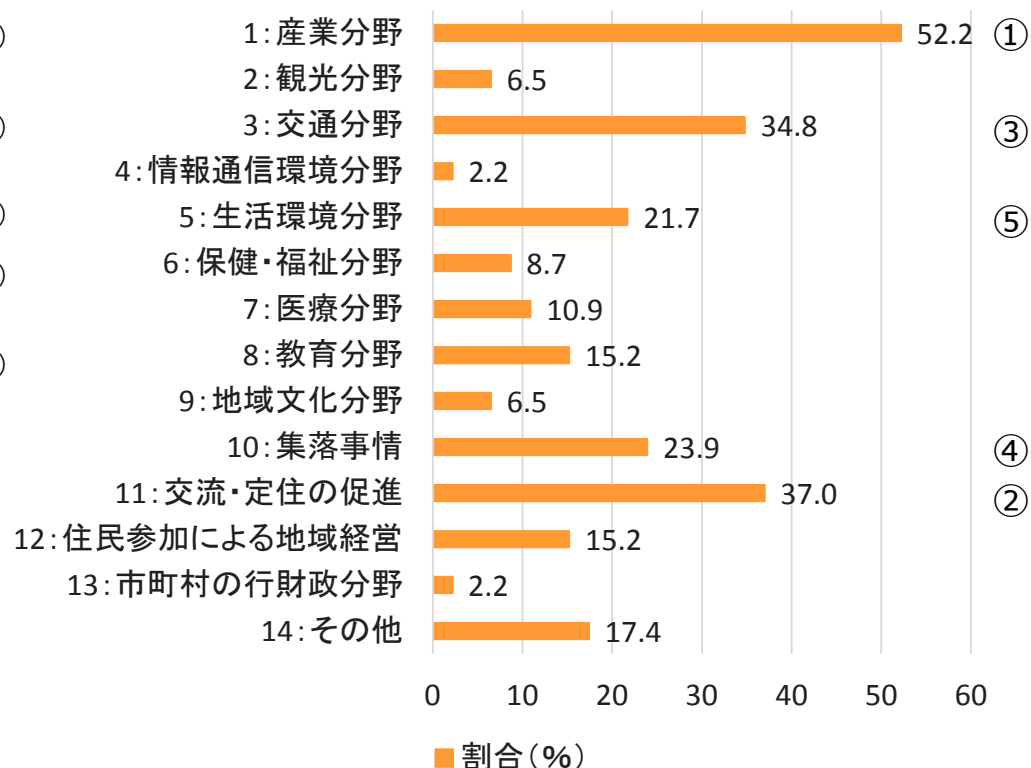
【特に重視して取り組んできた事業分野】



※回答した過疎関係市町村数: 808団体

都道府県の回答

【特に重視して取り組んできた事業分野】

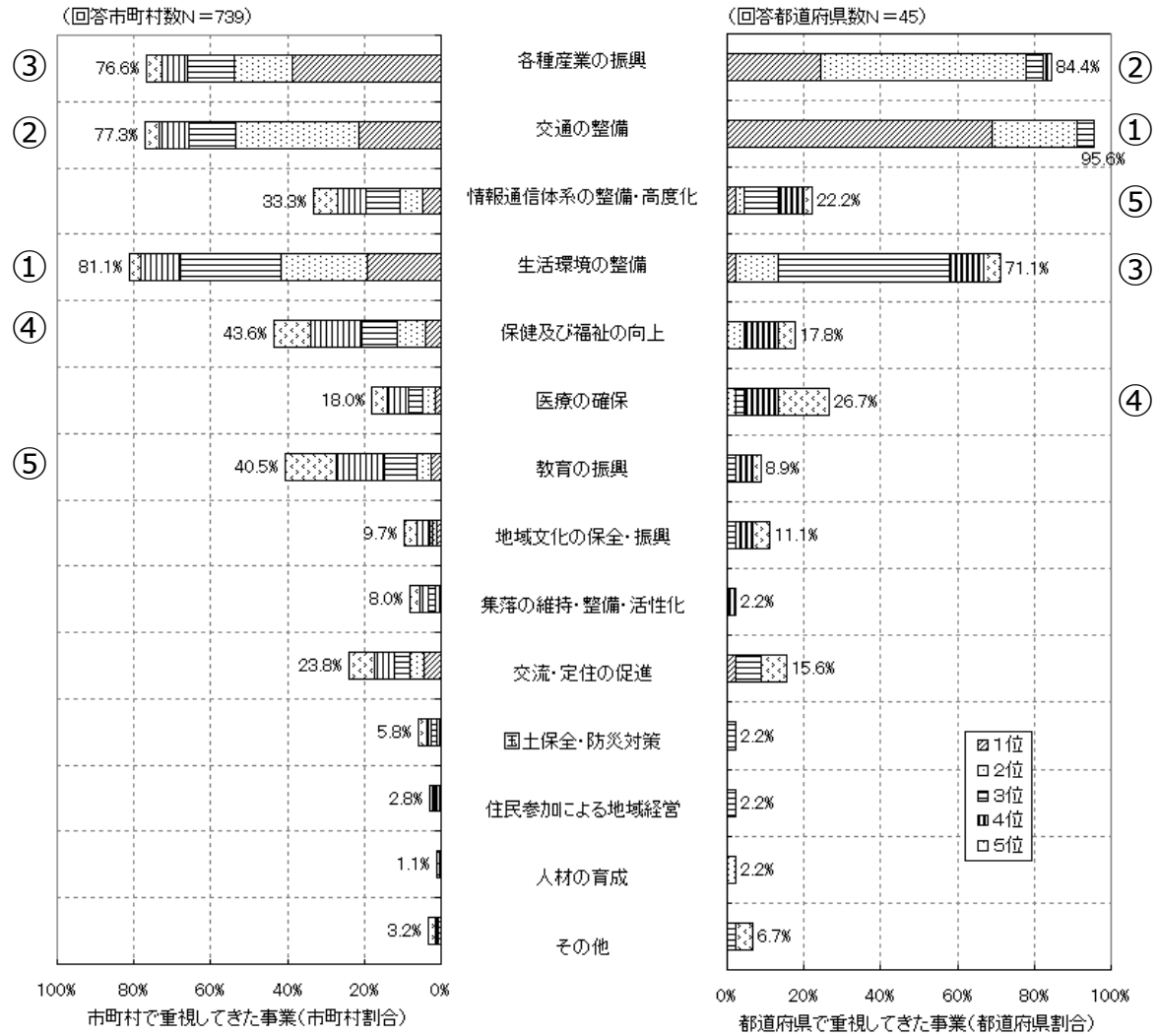


※回答した都道府県数: 46団体

(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

【参考】平成18年度調査結果(平成12年度～平成17年度に特に重視して取り組んできた事業分野)

平成12年度～平成17年度について、過疎対策を実施・推進する上で、特に重視して取り組んできた事業分野・事業内容は何か。重視して取り組んできた順に5つ選択。



(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

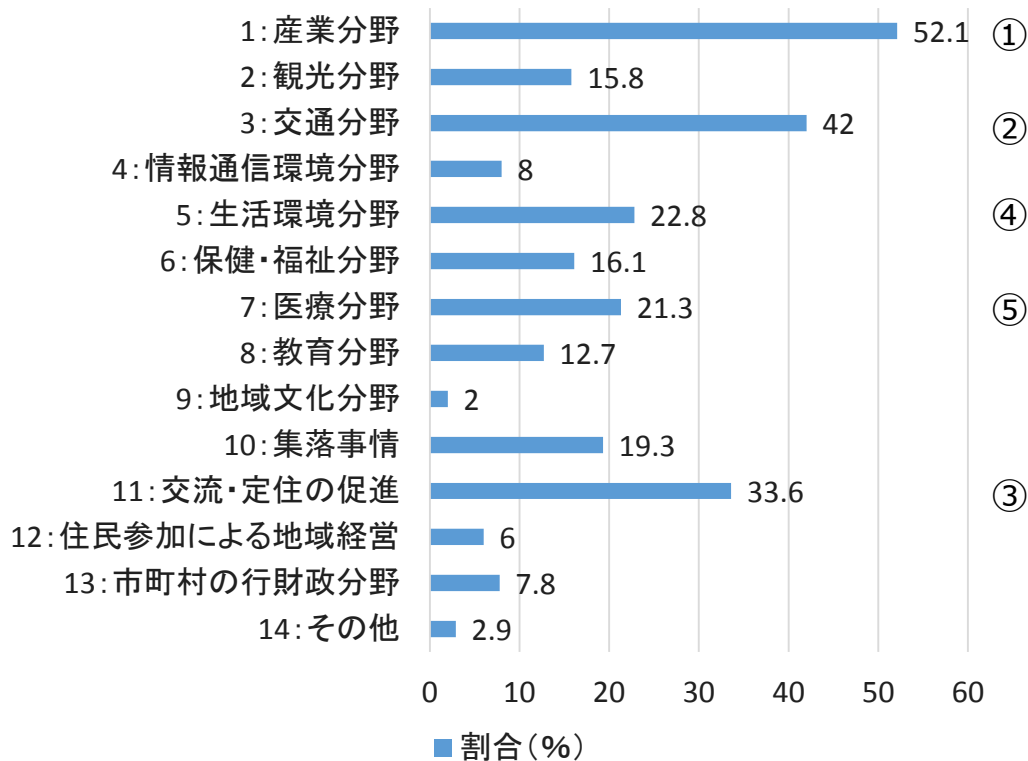
出典:『過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書』(平成19年3月総務省過疎対策室)

(2) 過疎地域の状況について課題があると感じている分野

現在、課題があると感じている分野（3つ以内で選択）

過疎関係市町村の回答

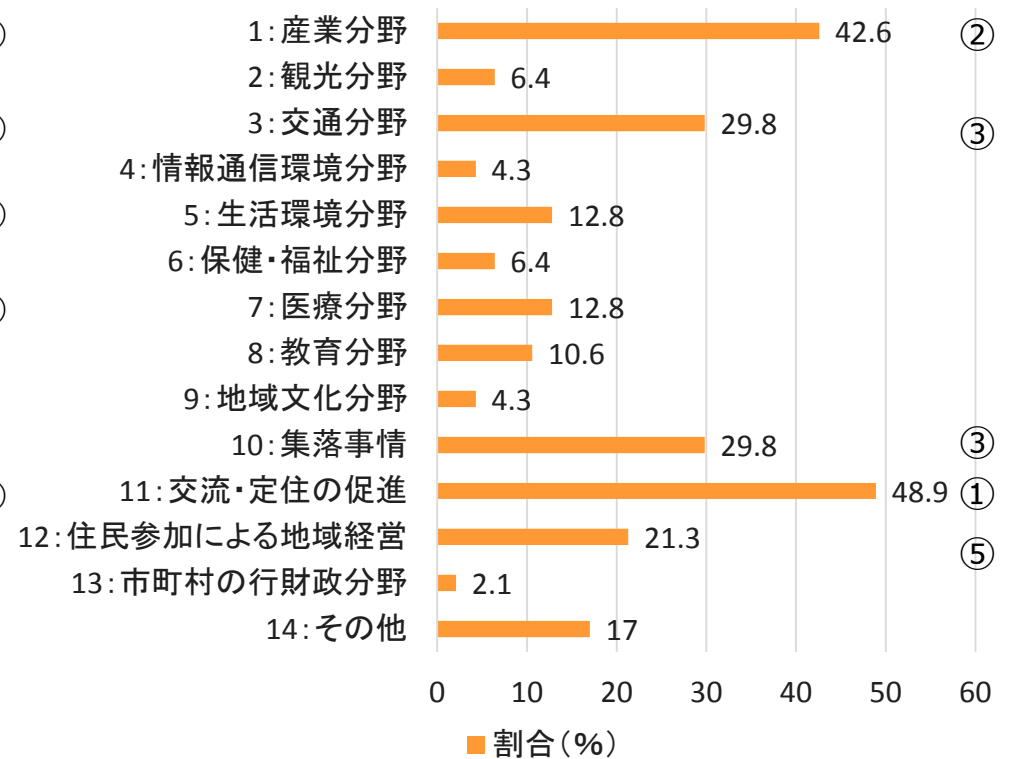
【課題があると感じている分野】



※回答した過疎関係市町村数: 797団体

都道府県の回答

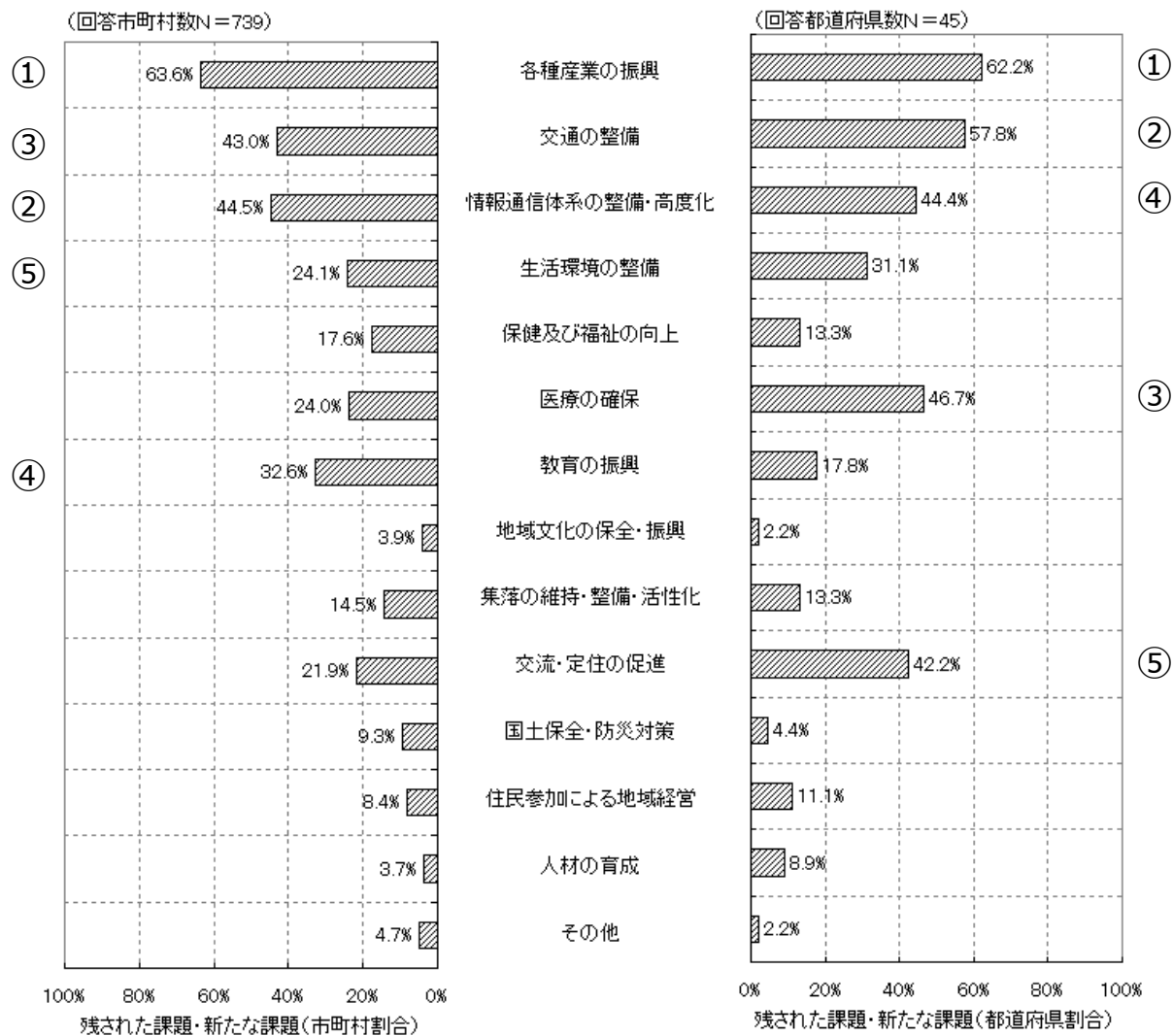
【課題があると感じている分野】



※回答した都道府県数: 47団体

【参考】平成18年度調査結果(残された課題や新たな課題)

過疎地域に残された課題や新たな課題について。(5つ以内で選択)



(丸数字は、回答割合が高い選択肢の順位)

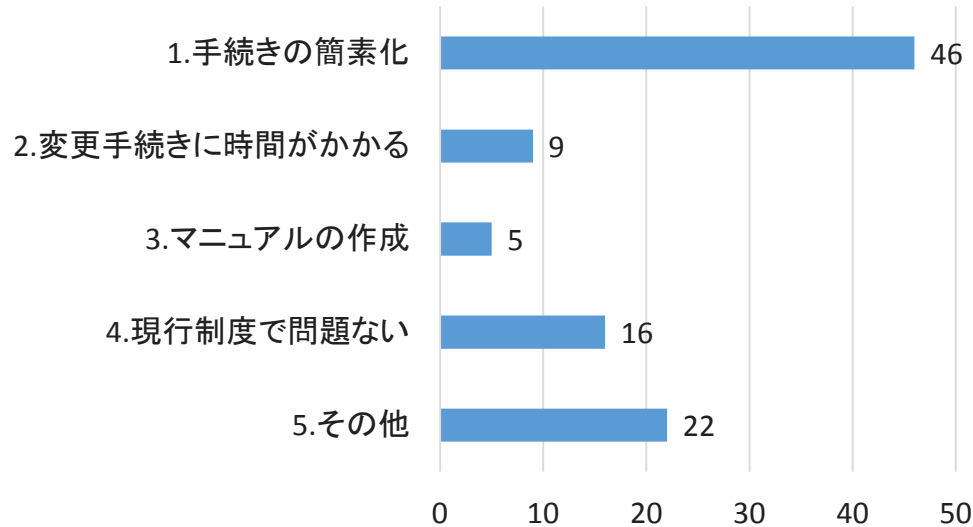
出典:『過疎対策の評価と今後の振興方策のあり方に関する調査報告書』(平成19年3月総務省過疎対策室)

(3) 過疎地域自立促進計画についての意見

「手続きの簡素化」についての意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【過疎地域自立促進計画についての意見】



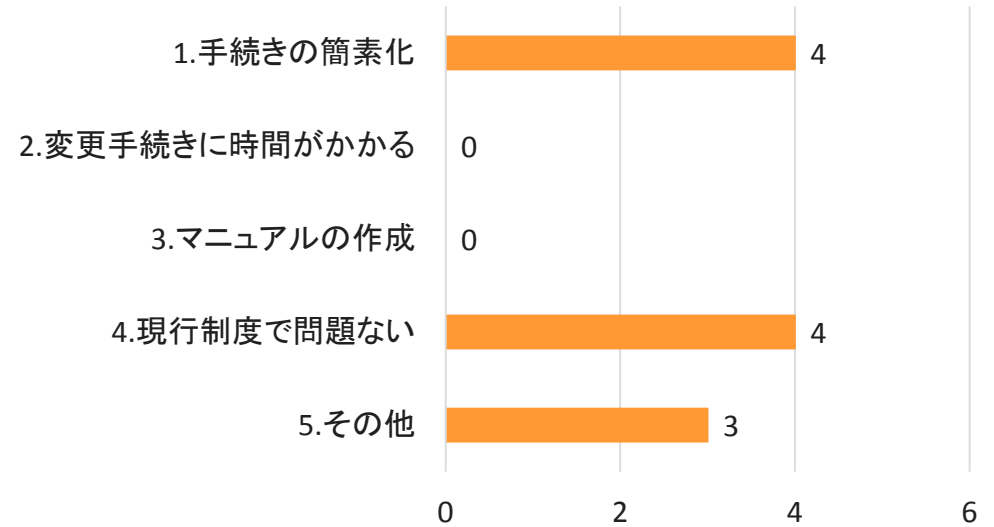
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 87団体

<主な意見>

- ・過疎計画を変更するには、県への事前協議や議会の議決が必要であり、相当な時間を要する。早急な対応を求められる場合もあることから、事務手続きの簡素化を図ってほしい。
- ・よりわかりやすいマニュアル等があればよい。

都道府県の回答

【過疎地域自立促進計画についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 10団体

<主な意見>

- ・手続きが不要な軽微な変更について、もう少し幅を持たせてほしい。
- ・軽微な変更について、事業費の2割程度⇒5割程度の変更とすべき。
- ・現状、市町村計画は「過疎地域がどのような手段で自立するか」と言うよりも、「過疎債を費用に充てる」ための計画になっている。
- ・都道府県の場合は過疎対策事業債の活用がないため、都道府県計画のあり方について検討願いたい。

(4-1) 過疎対策事業債(ハード分)の対象施設についての意見

公共施設の老朽化対策への対応、農道・林道等の要件緩和、河川改修、農業関係施設、学校・子育て関係施設、収益性のある施設(公営企業等)の追加などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

<公共施設の老朽化対策>

- 施設の修繕・設備更新等(41)、施設の除却(40)
- 庁舎の建替等(19)

<個別公共施設>

- 農道・林道等の要件緩和(35)、県道負担金(2)
- 河川改修(11)、治山(1)、海岸施設(1)、農業関係施設(7)、防災対策事業(5)、空港施設(1)
- 学校・子育て関係施設(バス乗降所、駐車場、学生宿舎、放課後児童クラブ等)(8)、市町村立大学(2)
- 墓地(2)、ペット葬祭場(1)、駅周辺整備(2)、都市下水路等(1)、都市公園(1)、集落整備(1)

<収益性のある施設(公営企業等)>

- 上水道(11)、簡易水道(1)、観光(1)、収益施設(観光施設、産業振興施設、公営住宅等)(5)
- 住宅、簡易水道、下水道、診療施設に係る充当率引上げ(7)

<民間施設>

- 民間施設整備補助金(誘致企業、病院、自治会、サービスステーション 等)(16)

都道府県の回答

<公共施設の老朽化対策>

- 施設の修繕・設備更新等(1)、施設の除却(5)
- 庁舎の建替等(1)

<個別公共施設>

- 農道・林道等の要件緩和(4)、県道負担金(1)
- 道路代行整備制度を活用する際の用地取得経費(1)
- 河川改修(2)、農業関係施設(1)、防災対策事業(2)
- 学校・子育て関係施設(バス乗降所)(1)、市町村立大学(1)

<収益性のある施設(公営企業等)>

- 上水道(5)、簡易水道(3)

<民間施設>

- 民間施設整備補助金(産業振興施設、サービスステーション)(5)

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 298団体

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 26団体

(4-2) 過疎対策事業債(ソフト分)の対象経費についての意見

「発行限度額の引上げ」、「対象経費の拡充」、「対象経費の明確化」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- 発行限度額の引上げ(49)
- 対象経費の拡充(35)
 - ・民間ハード整備補助(農地活用、住宅、産業施設、店舗)(6)
 - ・内部管理経費(庁舎管理、システム改修、保健師等家賃)(5)
 - ・施設の維持補修(4)、点検(2)
 - ・民間企業等への補助(5)
- 解体撤去のハード分化等(2)
- 対象経費の明確化、優良事例等の情報提供(13)
- 地方債計画額の確保・増額(21)
- 現行制度の維持(28)
- その他(48)
 - ・限度額を超えた基金積立て
 - ・地方債の機能である世代間負担の公平性を考慮すると、ソフト事業では明確な資産が残らないこともあり、地方債充当に抵抗感を感じる
 - ・真に過疎地域の自立に資する事業に限定すべき

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 184団体

都道府県の回答

- 発行限度額の引上げ(6)
- 対象経費の拡充(3)
 - ・民間ハード整備補助(1)
- 解体撤去のハード分化等(2)
- 対象経費の明確化、優良事例等の情報提供(4)
- 地方債計画額の確保・増額(1)
- 現行制度の維持(1)
- その他(3)
 - ・財政力の低い団体により配分される仕組みづくり
 - ・事業の効果を客観的に把握するのが困難
 - ・無秩序なハード整備を避けるため、ハード分で整備した施設の運営費等には充当できないようにすべき

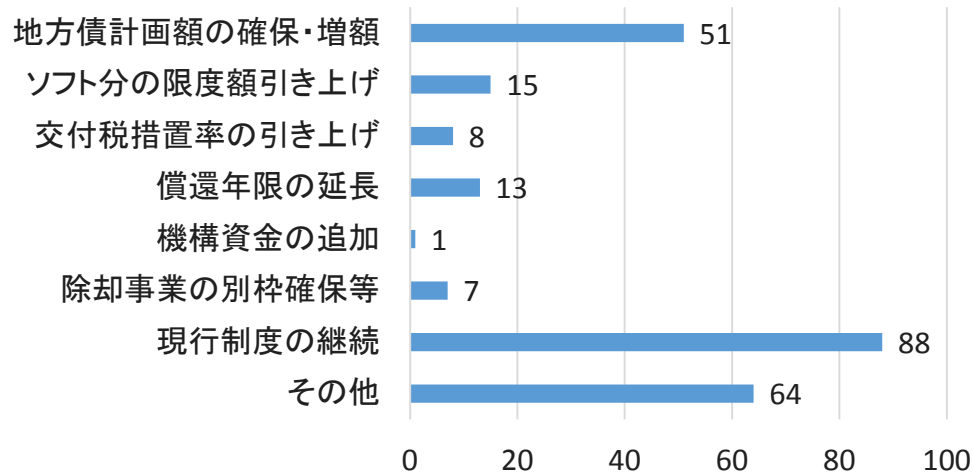
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 15団体

(4-3) 過疎対策事業債についての意見

「現行制度の継続」、「地方債計画額の確保・増額」、「ソフト分の限度額引き上げ」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【過疎対策事業債についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

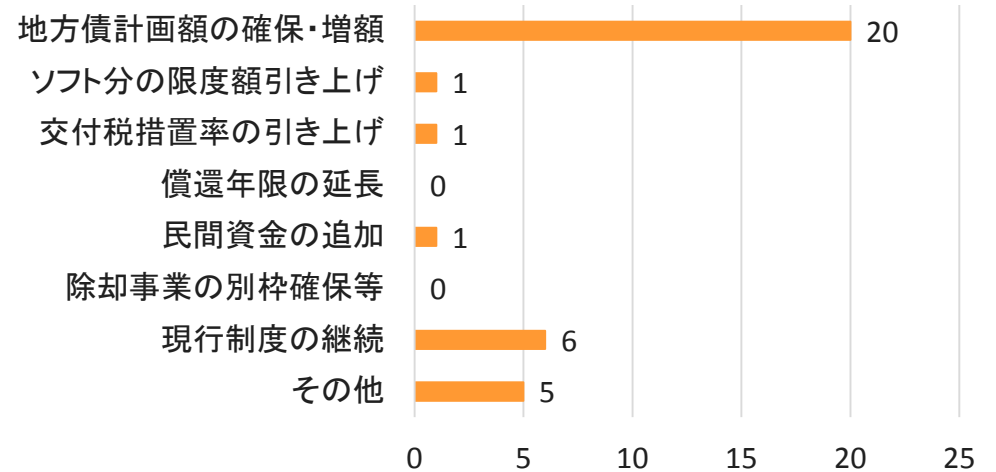
※回答した過疎関係市町村数：209団体

<主な意見>

- ・現行過疎法の期限終了後も過疎対策事業債の制度維持を強く要望する。
- ・事業が円滑に実施できるよう、必要額については、満額を確保してほしい。
- ・過疎債ソフト分について、全国の過疎市町村の要望額が限度額の合算額に達しない場合、発行限度額の2倍まで起債できるが、要望額の増加により2倍枠を抑制されている。限度額の撤廃を希望する。

都道府県の回答

【過疎対策事業債についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数：29団体

<主な意見>

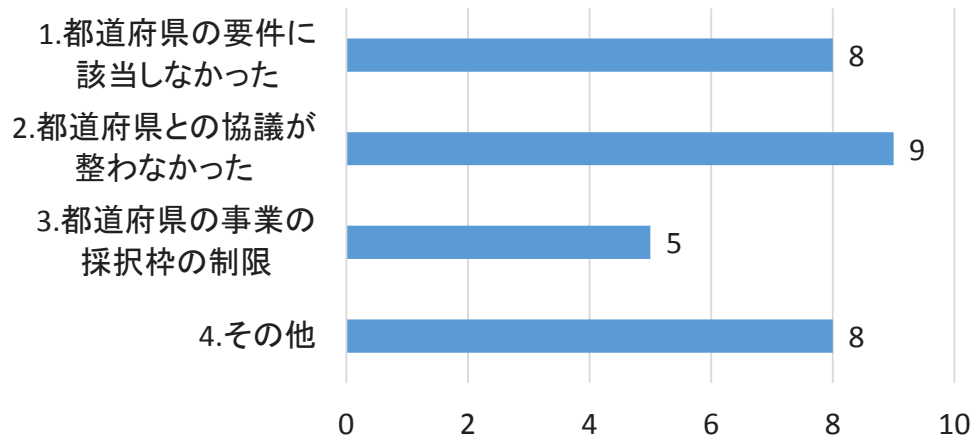
- ・近年は要望額に対してほぼ全額配分されているが、それ以前は配分額が要望額を下回っており、団体において不足分を一般財源で負担していた。今後においても、大規模な建設事業が予定されており、配分額が要望額を下回ることが予想されていることから、地方債計画において、要望に対し不足が出ないように十分な額を計上していただきたい。
- ・ソフト分については、各種子育て支援策や移住定住対策、交通の便の確保、観光促進等多岐にわたる過疎対策事業を行っていることから、限度額の引き上げを要望する。

(5-1) 道路代行整備制度の活用に至らなかった理由(活用を協議した団体に質問したもの)

「都道府県の要件に該当しなかった」、「協議が整わなかった」、「採択枠の制限」などの意見がある。

過疎関係市町村の回答

【道路代行整備制度の活用に至らなかった理由】



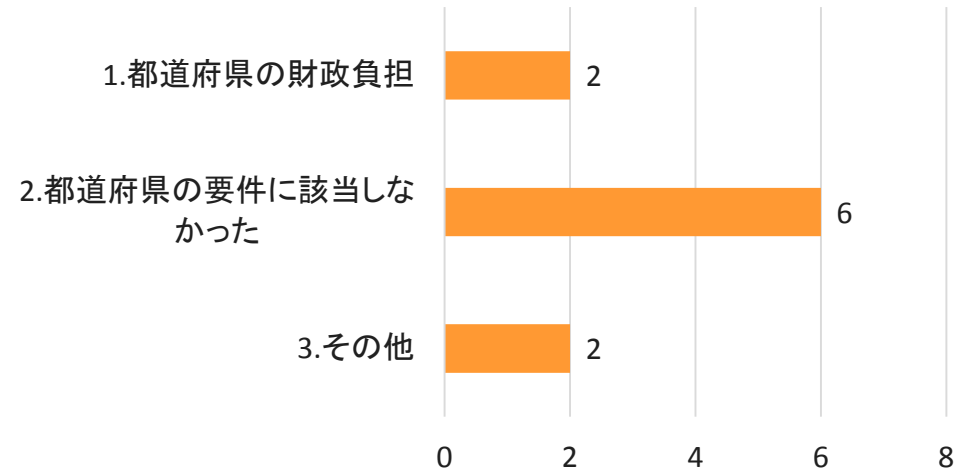
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:29団体

<主な意見>

- ・延長、事業費、受益面積などいずれも採択要件未満であり、費用対効果も低いため。
- ・市が重要な路線と位置付けている区間をなぜ代行事業でなければ実施できないのか、整備の必要性、緊急性、重要性、効果など説明に苦慮している。
- ・県予算の配分及び重点地域でないため。
- ・市への新規事業については、総合的な市町村支援のあり方の中で検討するとのことで実現に至っていない。

都道府県の回答

【道路代行整備制度の活用に至らなかった理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:9団体

<主な意見>

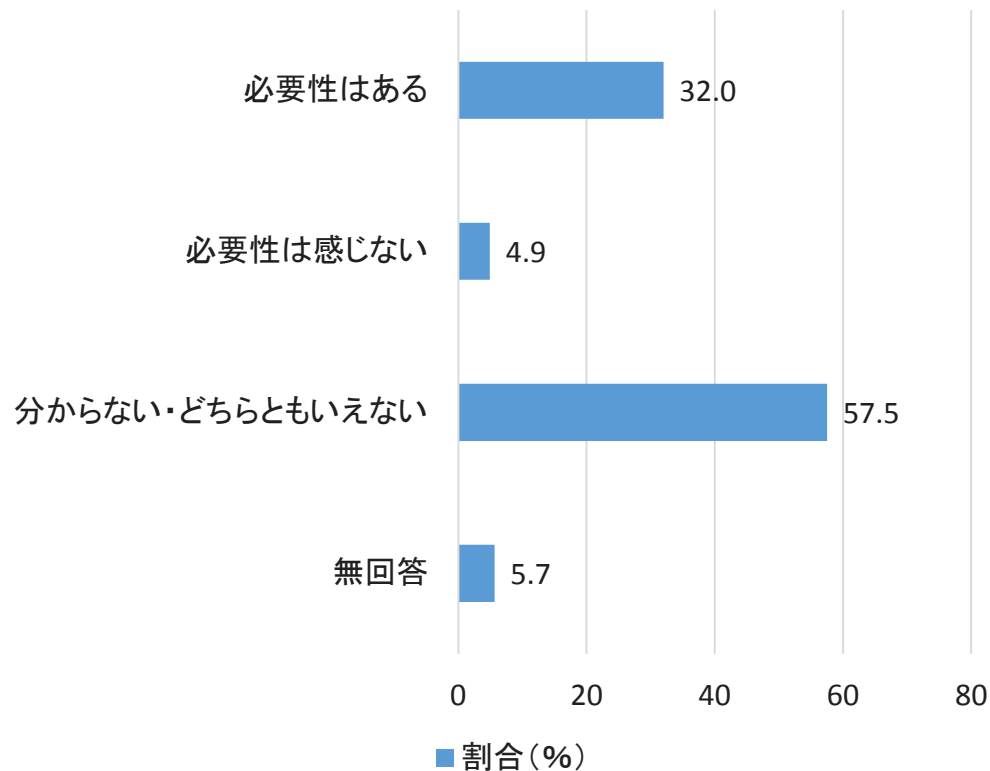
- ・市町村から代行制度での整備要望が上げられてきたが、厳しい財政状況から、平成23年度以降、代行事業は行っていない。
- ・厳しい財政状況から、平成14年度以降代行事業による林道事業の新規採択を凍結しているため、具体的な事例による市町村との協議は行っていない。

(5-2) 道路代行整備制度の必要性

「必要性はある」との意見も多いが、「分からない・どちらともいえない」という意見も多い。

過疎関係市町村の回答

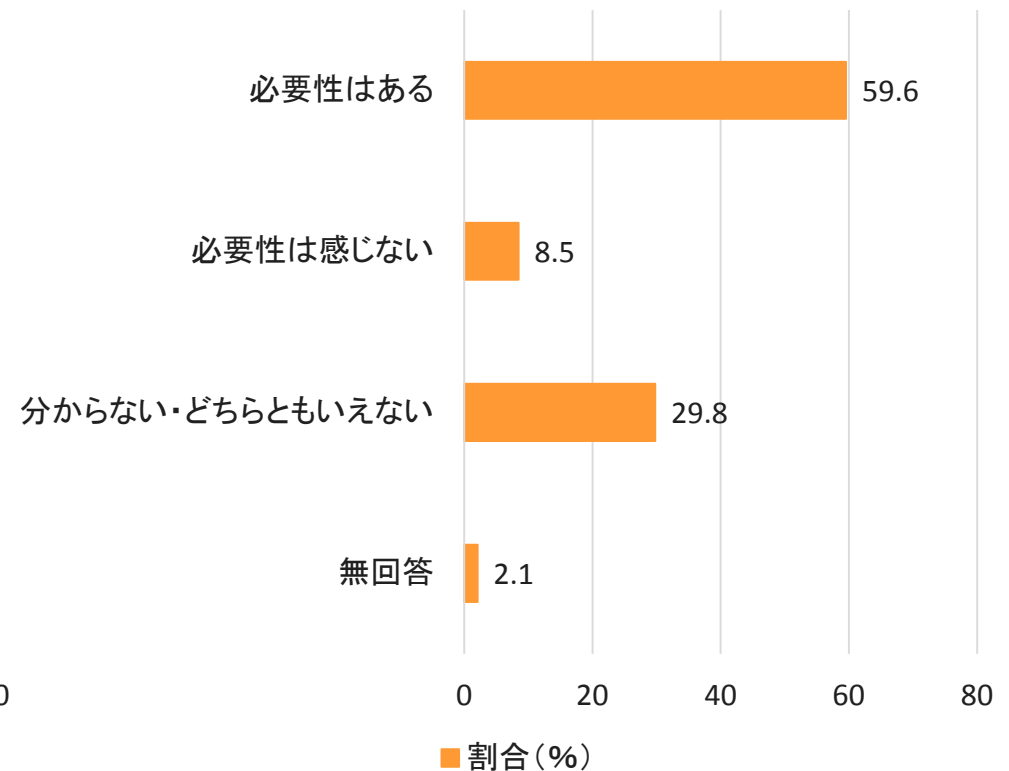
【都道府県による道路代行整備制度の必要性】



※回答した過疎関係市町村数: 812団体

都道府県の回答

【都道府県による道路代行整備制度の必要性】



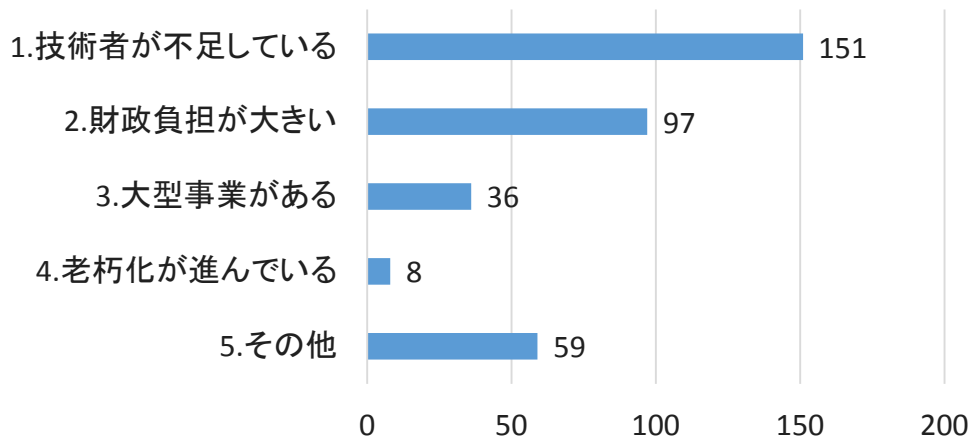
※回答した都道府県数: 47団体

(5-3) 道路代行整備制度が必要と考える理由(制度が必要と回答した団体に質問したもの)

「技術者が不足している」、「財政負担が大きい」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【道路代行整備制度が必要な理由】



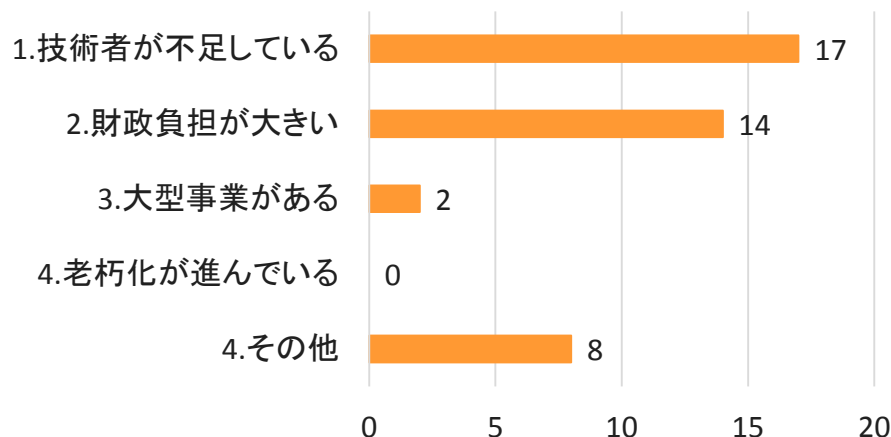
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:253団体

<主な意見>

- ・今後、橋梁やトンネル等の老朽化が進み、架替等が出てくることが予想される。大規模な施設については、技術的・財政的にも過疎町村での対応は難しく、今後も県による代行制度は必要であると考えます。
- ・過疎市町村では、職員数も限られてくることから、技術職員がいないケースが多いと考えられ、一般事務職員が技術職として職務を行っている。大規模工事や、特殊工作物等の施工についての知識や経験のない市町村職員では対応が困難となることから、県代行制度は必要と考える。

都道府県の回答

【道路代行整備制度が必要な理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:28団体

<主な意見>

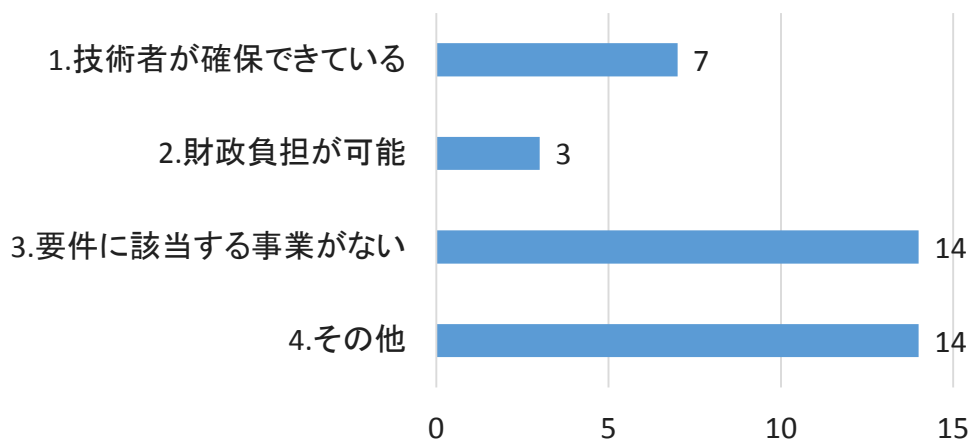
- ・過疎代行で実施する市町村道は、国県道を補完する機能を持った道路もあることから、県全体の道路ネットワーク構築に一役を担うものである。また急峻な地形・脆弱な地質が多い県であることから、高い技術力と多くの整備費が必要な事業もあり、技術職員が在籍しておらず財政力の弱い市町村へ最大の支援となる。
- ・他事業に関連して早期整備が必要な場合において、市町村の財政事情からその工程に間に合わない場合、その支援ができる制度は必要と考えます。

(5-4) 道路代行整備制度が必要でないと考えられる理由(制度が必要でないと回答した団体に質問したもの)

「要件に該当する事業がない」「都道府県の財政負担が困難」などの意見がある。

過疎関係市町村の回答

【道路代行整備制度が必要でない理由】



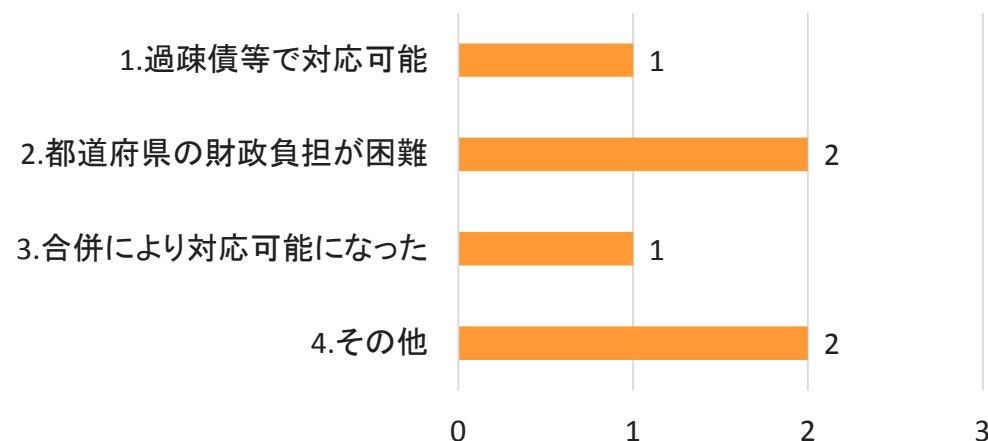
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:37団体

<主な意見>

- ・過疎債を活用し町単独で道路整備可能なため。
- ・市町村合併により、技術職員の専門性も上がり、従来のように県に代行を依頼するような事業がなくなった。
- ・今後の人口動向(減少見込)やある程度の町道改良が完了した状況を鑑みると、今後は維持補修に徹するべきと考えるため。

都道府県の回答

【道路代行整備制度が必要でない理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:4団体

<主な意見>

- ・近年、市町からの代行整備の要望は少ない。
- ・県事業の予算が厳しいなか、新規事業の採択は困難である。

(5-5) 道路代行整備制度についての意見

「対象事業の追加」、「要件緩和」、「財源確保」、「制度周知」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- 対象事業の追加(11)
 - ・老朽が著しい路線の改良、大規模な補修事業、点検
 - ・国道や県道を結ぶ短くても重要な市町村道（連絡道、う回路、橋梁）
 - ・林業専用道
 - ・災害復旧事業
 - ・無電柱化
- 要件緩和(9)
 - ・複数路線を対象にしてほしい
 - ・林道 利用面積50ha以上の要件の緩和
 - ・市町村道の両端が国道または県道である要件の緩和
- 財源確保(5)
 - ・都道府県に対する経費負担の軽減措置
 - ・県代行事業について社会資本整備総合交付金を別枠確保
- 制度周知(12)
 - ・制度やプロセスを把握していない自治体があるため、制度の活用実態や実例などの情報提供

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:72団体

都道府県の回答

- 対象事業の追加(1)
 - ・林道の維持管理
- 財源確保(5)
 - ・代行している都道府県への国の支援拡充(補助率のかさ上げ)
 - ・代行事業に係る市町村負担金の導入
- その他
 - ・「事務の代替執行」は、市町村からの要望が個々で条件が違い、それを県が受けるか判断するのが難しい。一方、代行整備制度は手続きが明確で財政負担も都道府県が行うものであり、市町村にとってメリットがある。

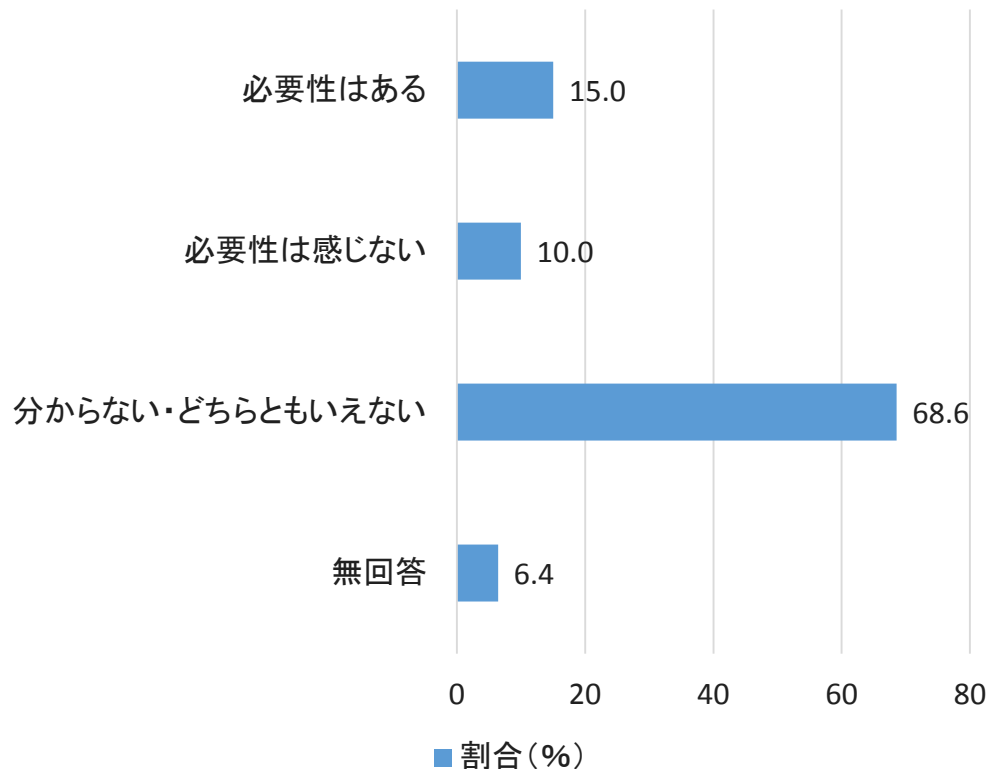
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:11団体

(5-6) 公共下水道代行整備制度の必要性

「分からない・どちらともいえない」という意見が多いが、「必要性はある」という意見もある。

過疎関係市町村の回答

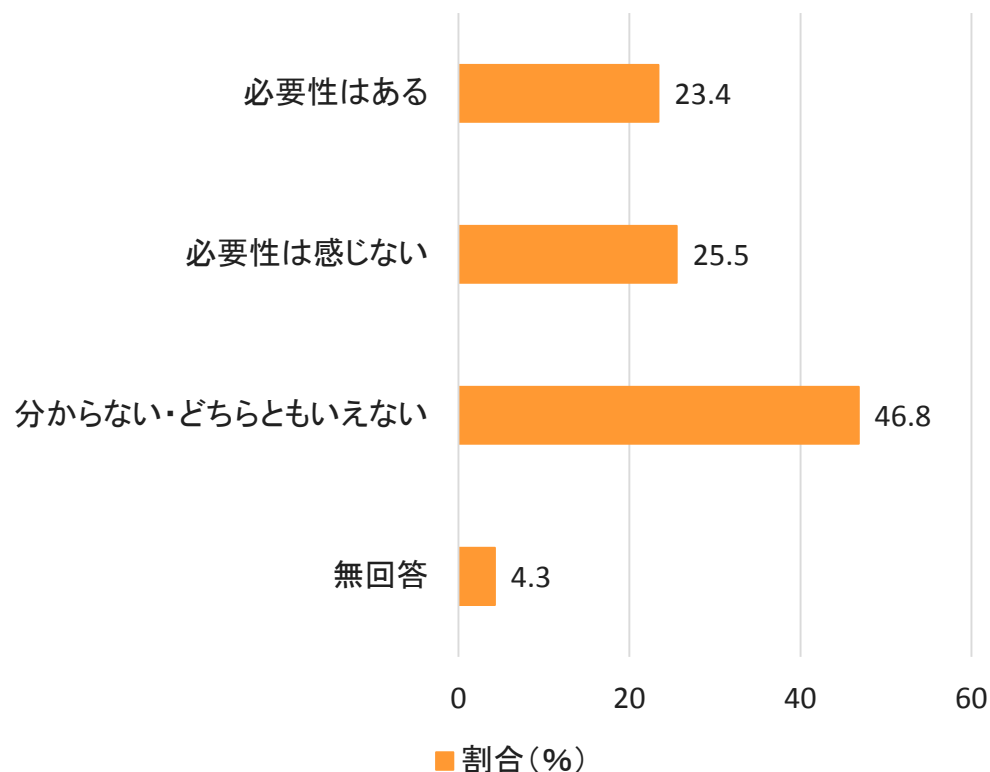
【都道府県による公共下水道代行整備制度の必要性】



※回答した過疎関係市町村数:812団体

都道府県の回答

【都道府県による公共下水道代行整備制度の必要性】



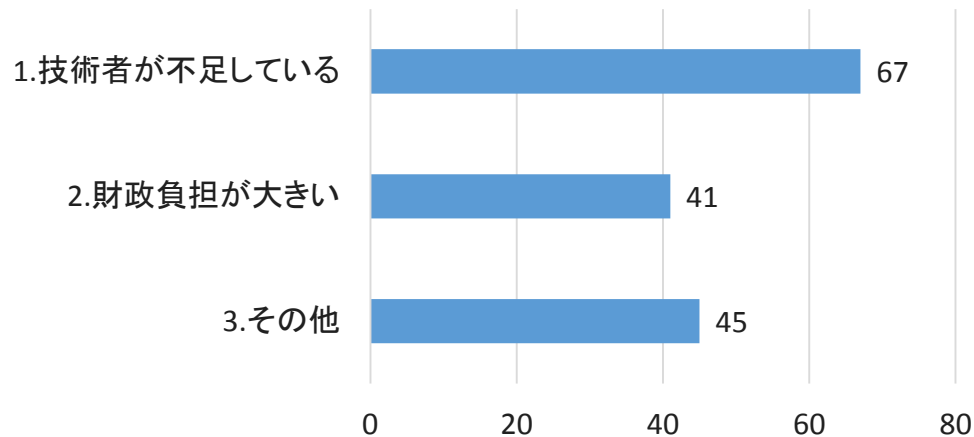
※回答した都道府県数:47団体

(5-7) 公共下水道代行整備制度が必要と考える理由(制度が必要と回答した団体に質問したもの)

「技術者が不足している」、「財政負担が大きい」という意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【公共下水道代行整備制度が必要な理由】



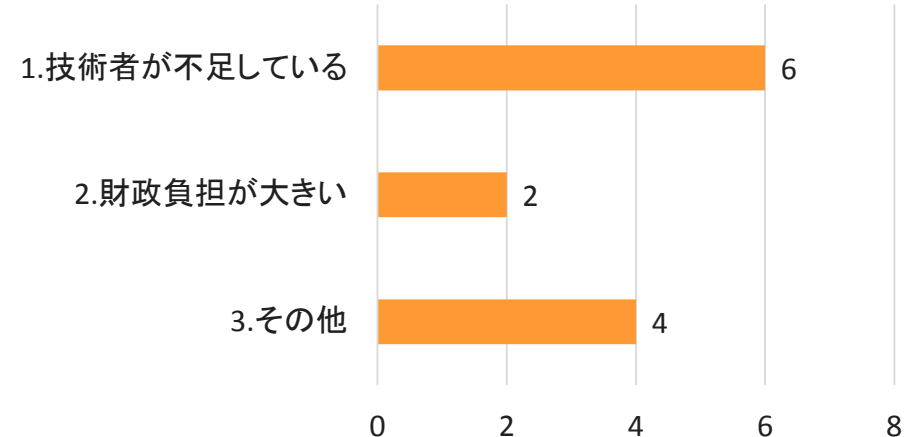
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:117団体

<主な意見>

- ・過疎市町村は、全国的な人口減少傾向下で技術職員の確保・技術の継承・改築更新費用の確保が著しく困難になってきている。そのような状況でも現に使用している既整備下水道施設を取りやめることは困難であることから国の支援のもと都道府県が技術職員と改築更新費用を確保し下水道機能を持続出来る制度が必要と考えられる。
- ・これから単独町村での処理場管理は費用が膨大となることから、流域下水道への接続について河川横断も関係していることから、必要性を感じる。

都道府県の回答

【公共下水道代行整備制度が必要な理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:10団体

<主な意見>

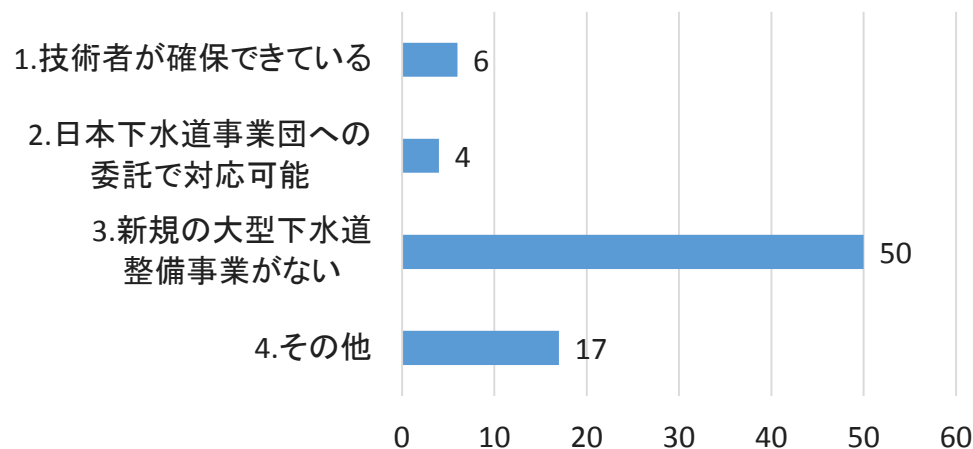
- ・人口減少の時代となり、下水道施設の新規整備はほぼないものと考えられるが、施設の再構築は今後必ず発生する。過疎市町村は職員数が減少しており、再構築時の代行制度は、ある程度必要となると推測される。

(5-8) 公共下水道代行整備制度が必要でないとする理由(制度が必要でないと回答した団体に質問したもの)

「新規の大型下水道整備事業がない」という意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【公共下水道代行整備制度が必要でない理由】



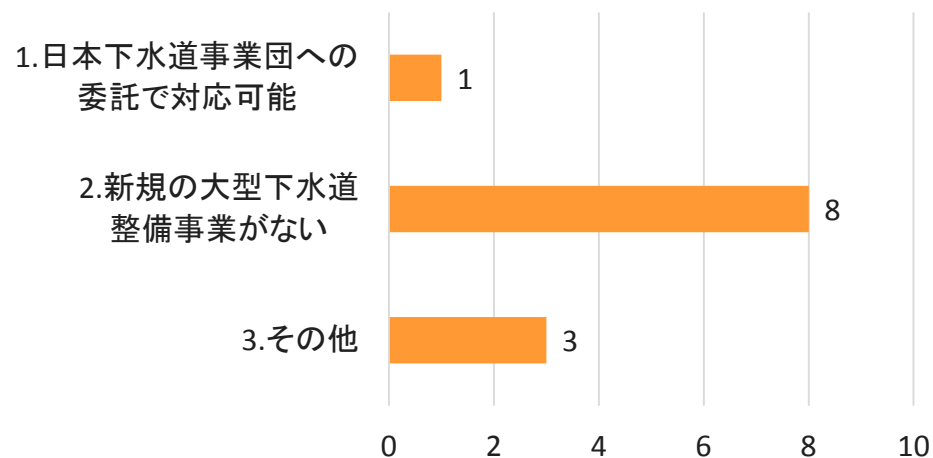
※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した過疎関係市町村数:77団体

<主な意見>

- ・市町村合併により技術職が増えて、設計・監督が可能となったため。
- ・終末処理場建設等の際には、下水道事業団に業務を委託するため。
- ・今後は改築更新が主体となるため。
- ・市単独による下水道処理場を保有していないため。
- ・幹線管渠等の整備について高度な知識が必要な現場が少ないため。
- ・過疎地域のように人口密度が小さい地域においては、生活排水対策として、公共下水道よりも個別処理による整備の方が費用対効果の点でより有利であり、活用される場面が少ないと考えられるため。
- ・県に下水道事業がないため。

都道府県の回答

【公共下水道代行整備制度が必要でない理由】



※記述回答より整理。複数回答可。
※回答した都道府県数:12団体

<主な意見>

- ・下水道事業団へ整備を依頼できるため。
- ・一般的に、人口密度の低い地域では下水道経営が厳しいため、今後新たに過疎地域における下水道整備は行われにくいと考えられるため。

(5-9) 公共下水道代行整備制度についての意見

「対象事業の追加」、「要件緩和」、「財源確保」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

- 対象事業の追加(8)
 - ・統合、改築更新、維持管理
 - ・農業集落排水
- 要件緩和(3)
 - ・要件を緩和するなど活用しやすい制度設計の検討
 - ・採択要件の見直し
- 財源確保(3)
 - ・都道府県に対する経費負担の軽減措置
- その他
 - ・過疎の地区は、今後、浄化槽整備に重点を置くことになるので、公共下水道の代行整備制度の必要性は低くなるのではないか
 - ・ほぼ公共下水道の整備が終了しているが、自治体の職員数が減少し、下水道の専門知識を有する職員がいなくなる中で、今後、耐震化や改築更新時には、都道府県による公共下水道代行整備制度の利用が必要となる自治体が出てくる可能性
 - ・県の本課に職員数(技術系)が不足しているため増員する必要

※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 29団体

都道府県の回答

- 対象事業の追加(1)
 - ・改築更新、維持管理
- 制度周知(1)
 - ・代行制度を検討する機会がこれまでなかった。他都道府県における活用事例について情報提供してほしい
- その他
 - ・代行整備制度は、「事務の委託」や「事務の代替執行」などの制度に比べて、国庫補助金(後進地域特例法による嵩上げ)の支援を受けることができるため、特に財政面で有利
 - ・流域下水道が一部地域しかないため、県に代行するだけの技術力や知識がない。

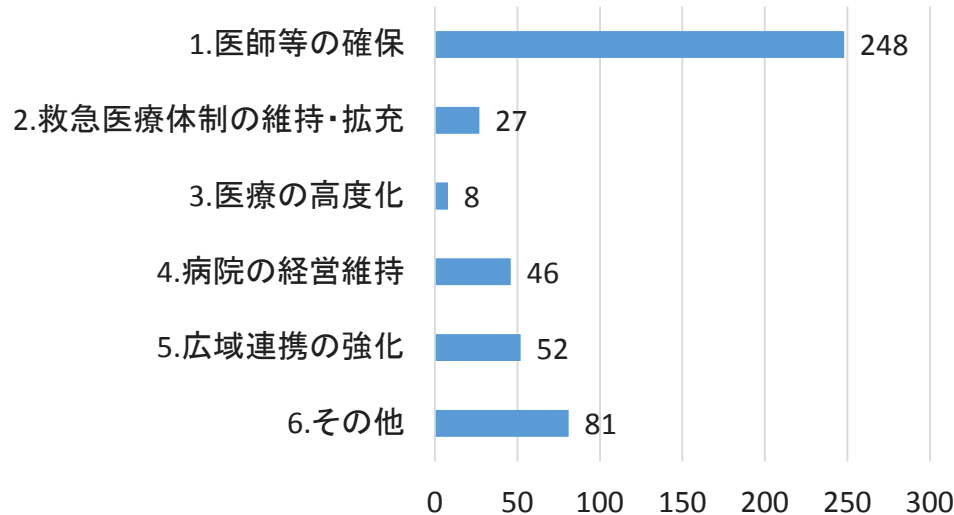
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 4団体

(6) 医療の確保についての意見

「医師等の確保」、「広域連携の強化」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【医療の確保についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

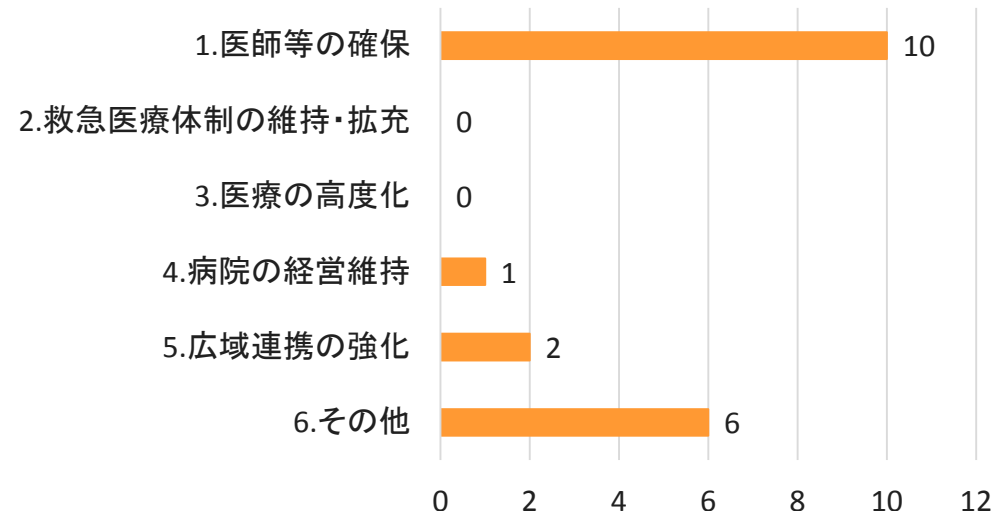
※回答した過疎関係市町村数:360団体

<主な意見>

- ・診療施設の看護師、保健師を確保するため、町独自で奨学金の制度を設け人材の育成に取り組んでるが、医師不足(特に周産期、小児医療)は深刻な問題となっており、広域の医療連携による医師の確保対策、救急医療の充実が急務となっている。
- ・過疎地域の自治体が医療の充実を図ると、多大な経費がかかり、一般会計を圧迫する大きな要因となっている。
- ・過疎地域には高齢者世帯・一人暮らし世帯が点在し、医療を受けるための交通手段などが課題。

都道府県の回答

【医療の確保についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:13団体

<主な意見>

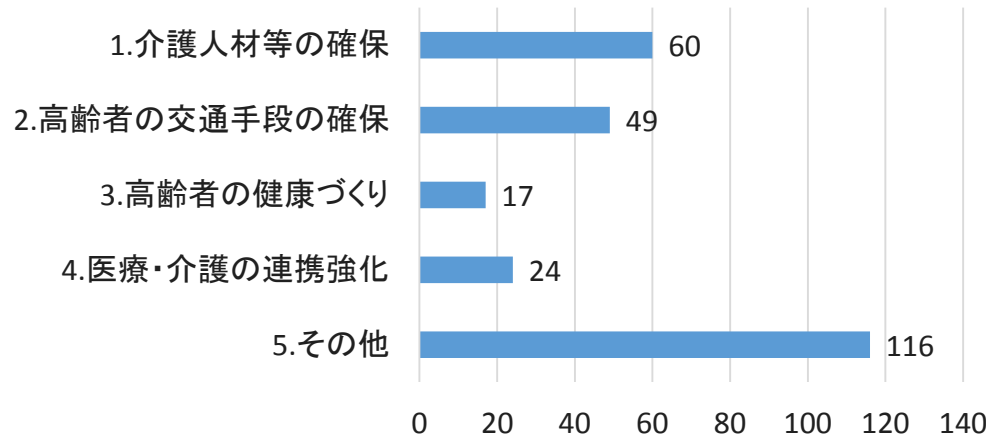
- ・へき地においては医療機関に勤務する医師が1人だけであることが多く、その医師の負担が大きいことから、へき地診療所に勤務する医師の確保が困難となっている。
- ・へき地医療体制を確保していくには、市町村域を超えてより広域的に取り組むべき必要が生じてくるものと考えられ、広域連携に関するノウハウ等を国、県、市町村が全国的に共有する体制の構築を国が主導的に検討いただきたい。

(7) 高齢者の福祉の増進についての意見

「介護人材等の確保」、「高齢者の交通手段の確保」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【高齢者の福祉の増進についての意見】



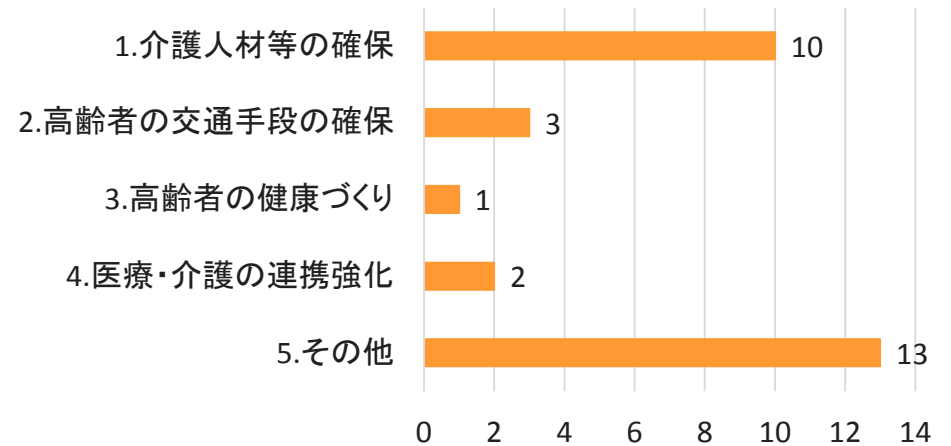
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 239団体

<主な意見>

- ・施設又は在宅介護サービスを運営する事業所が、従事者の確保に苦慮しており、この人員不足がより深刻化していけば、将来、高齢者に提供すべき介護サービス等に影響が出るおそれがある。
- ・今後、高齢化と介護人材不足は更に深刻になると思われることから、過疎地における国外の介護人材育成・確保の取組について、国からの手厚い支援が必要。
- ・近年は高齢化による身体機能等の低下により運転免許を返納される方も増加しており、公共交通機関の充実やタクシー利用に対する助成等が求められている。

都道府県の回答

【高齢者の福祉の増進についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 17団体

<主な意見>

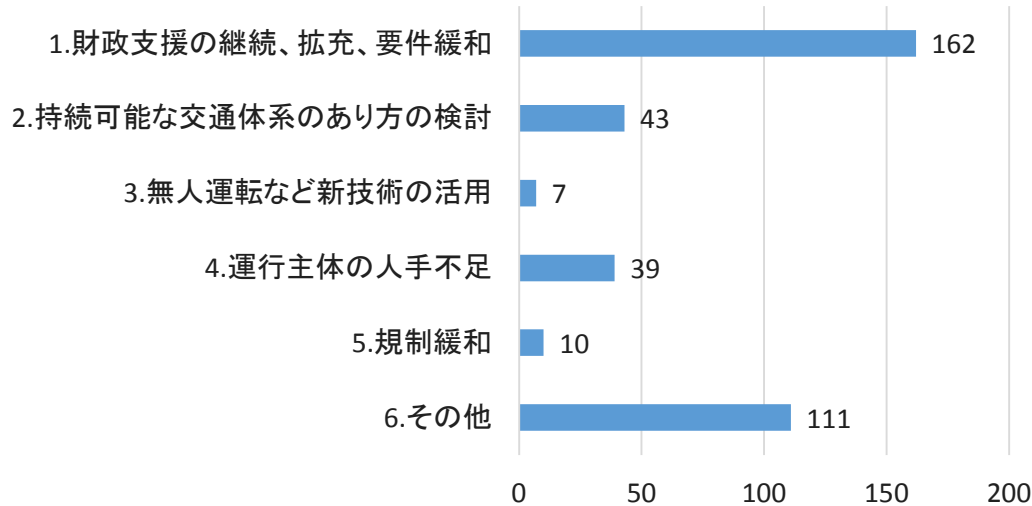
- ・過疎地においては、高い高齢化率や、医療・介護サービス資源の不足、医療・介護人材の不足等の課題を抱える地域が多く、高齢者健康福祉圏域単位等の広域的な医療・介護の連携を推進することがより強く求められている。
- ・中山間地域・島嶼地域などの過疎地域では、市場原理に任せているだけでは介護事業者は採算を確保することが難しく、規模の縮小や廃止せざるを得ないケースも想定され、介護サービスを提供することが困難になることが予測される。

(8) 交通の確保についての意見

「財政支援の継続、拡充、要件緩和」についての意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【交通の確保に関する意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

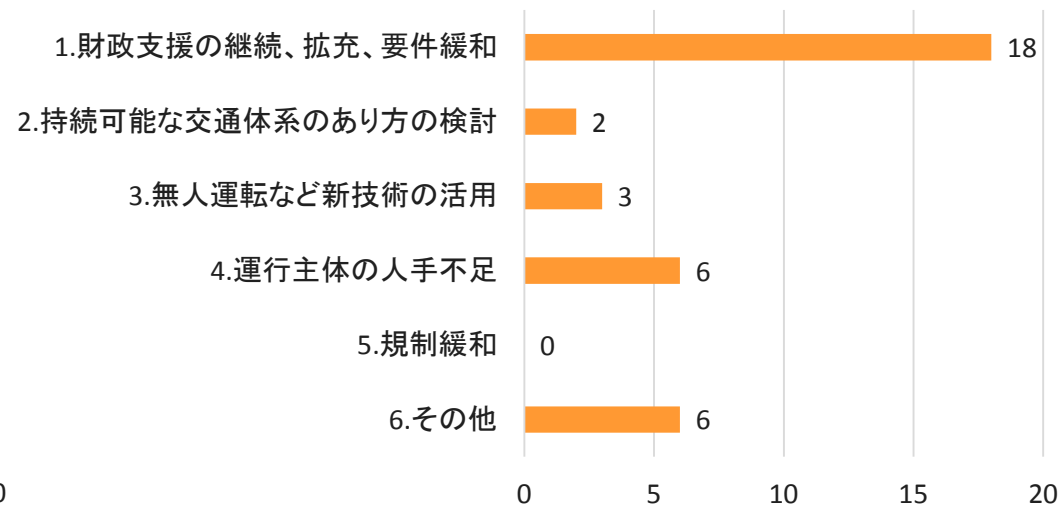
※回答した過疎関係市町村数:338団体

<主な意見>

- ・(路線バスへの国の補助について)対象要件(特に輸送量)が一律であるため、補助対象外となる路線が存在している。地域の実情に応じた要件緩和等、財政支援の強化を求める。
- ・交通の確保にあたっては、実態調査やニーズ調査・分析が必要だが、専門知識やマンパワー不足のため、外部専門家に頼らざるを得ない。調査等に対する財源の確保が課題である。
- ・過疎地域における今後の公共交通システムを考える場合、乗務員の高齢化や人員不足に必ず直面する。乗務員の雇用環境の改善が必要。保育所等のような処遇改善補助金等が必要ではないか。

都道府県の回答

【交通の確保に関する意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:25団体

<主な意見>

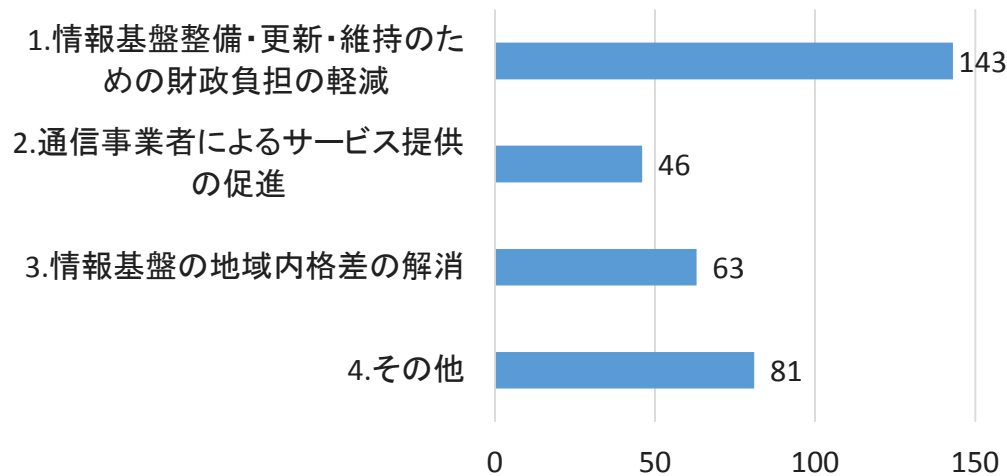
- ・交通を巡っては、人口減少・高齢化による需要面の減少とともに運転手の不足等、供給面の減少が同時進行している。また、運行に係る公費負担という課題のほか、学校の統廃合による通学手段の確保、地域商店の減少による生活支援、高齢者の運転免許返納の環境づくり等、さまざまな課題がある。このため、地域の実情に応じた地域公共交通網の再編整備、輸送を担う人材や車両の有効活用としての貨客混載、自家用有償旅客運送制度の活用、インバウンドを含めた交流人口の取込み、ICTの利活用、自動走行の導入など、公共交通の高度化を進めるとともに、医療、観光、福祉、教育といった交通以外の施策との連携を図ることが必要だと思われる。

(9) 情報の通信の円滑化及び通信体系の充実についての意見

「情報基盤整備・更新・維持のための財政負担の軽減」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【情報の流通の円滑化等についての意見】



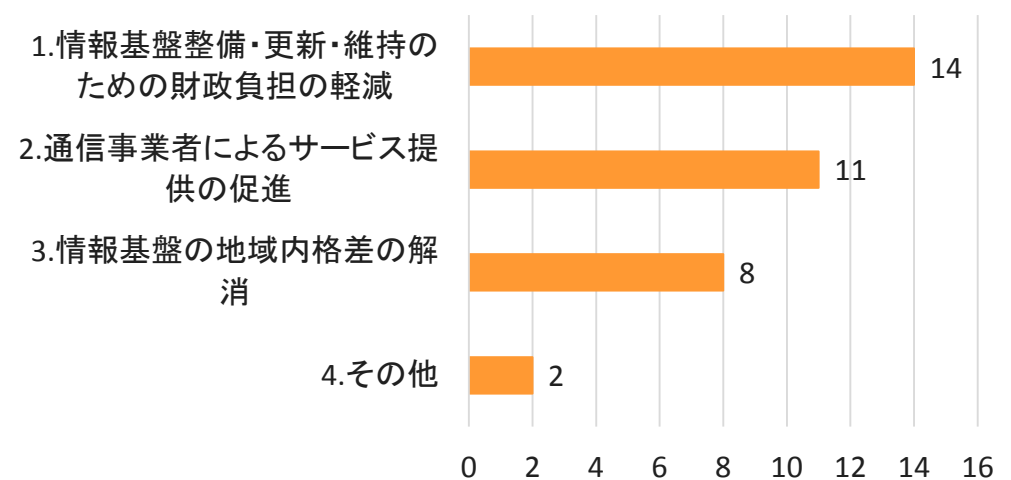
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:256団体

<主な意見>

- ・市が整備する方式では、永続的に維持管理費用が発生するため、民間事業者の整備に対して国が直接支援する方法を検討してほしい。
- ・超小集落および一部の山間部においてはテレビ難視聴地域および携帯電話の不感地域の解消が行えていない。
- ・情報通信体系の確保は、過疎地域において、人口減少が進む中、都市部との格差を低減することにより、雇用の場の確保やデータセンター等、新たな企業誘致の可能性を広げることが出来る。

都道府県の回答

【情報の流通の円滑化等についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数:25団体

<主な意見>

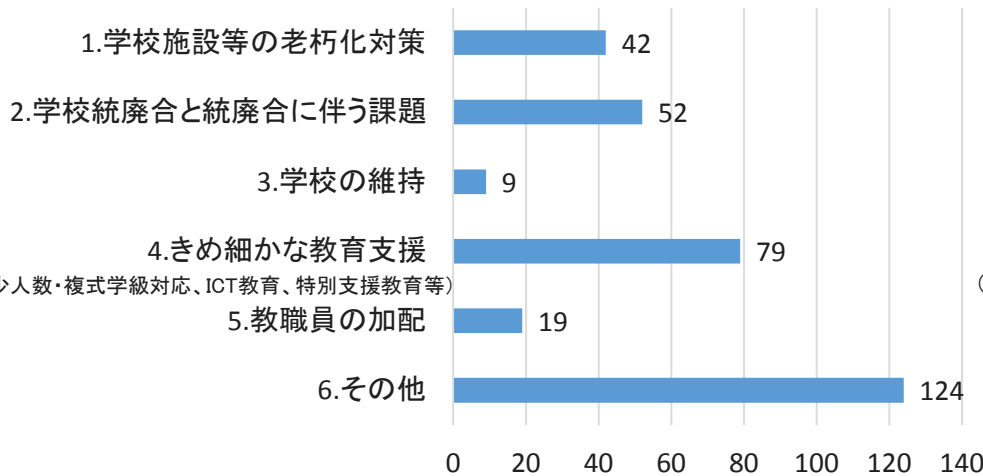
- ・過去に通信網を整備した地域において、設備の老朽化に伴う更新や情報の大容量化・高速化に対応した通信網の再整備等の必要が生じているため、維持管理や設備更新に係る経費が課題。
- ・市町村が携帯電話のエリア化を希望しても、携帯電話事業者が、採算の観点から、補助事業に参画しないケースが多く、国が携帯電話事業者へ協力依頼や働きかけを行う必要がある。

(10) 教育の充実についての意見

「きめ細かな教育支援」、「学校施設の統廃合」、「学校施設等の老朽化対策」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【教育の充実についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

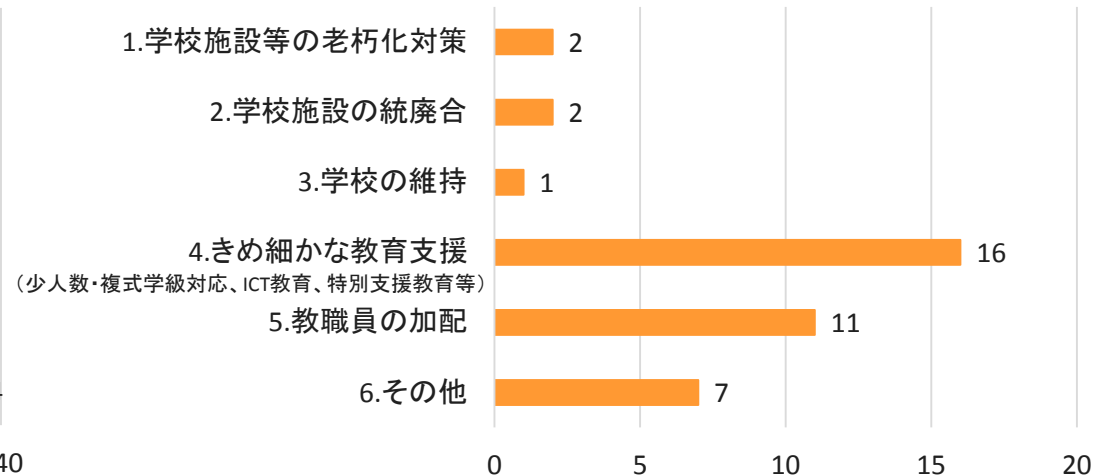
※回答した過疎関係市町村数:263団体

<主な意見>

- ・社会教育施設及び学校施設の老朽化が進み、今後その維持管理に多額の費用が必要になることが懸念されている。
- ・少子化が進む状況の中、より良い教育環境の整備のため学校統合を進めてきたが、学校統合により通学距離が遠くなることに伴い、スクールバスの運行が必要となり、スクールバス運行費用が増加している。
- ・少子化による児童数の減少に伴い、平成25年度から小学校で複式学級が導入されており、少人数学級の特性を生かした教育諸条件整備と教育(学習)水準の維持・向上が課題となっている。

都道府県の回答

【教育の充実についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:25団体

<主な意見>

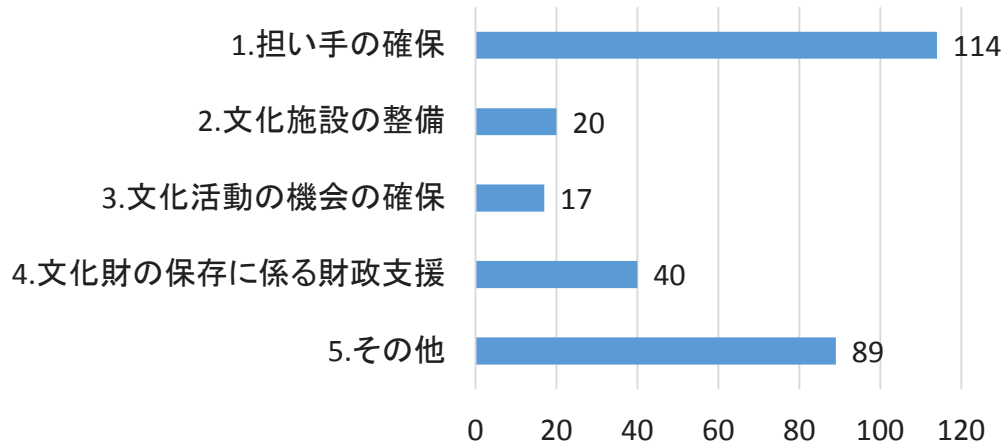
- ・過疎地域(中山間地域)の県立高等学校においては、生徒数の減少に伴い、更なる小規模化が予想されることから、小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置とともに、ICT支援員の配置も含めた遠隔教育のために必要な財政措置を講じるよう、国において検討いただきたい。
- ・特に過疎地域においては学校の規模(生徒数)の維持が地域の活性化に直結しており、県外や県内遠隔地等からの生徒の募集とそのため学校の魅力化に取り組む学校に対して、特に手厚い支援が必要

(11) 地域文化の振興等についての意見

「担い手の確保」「文化財の保存に係る財政支援」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【地域文化の振興等についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

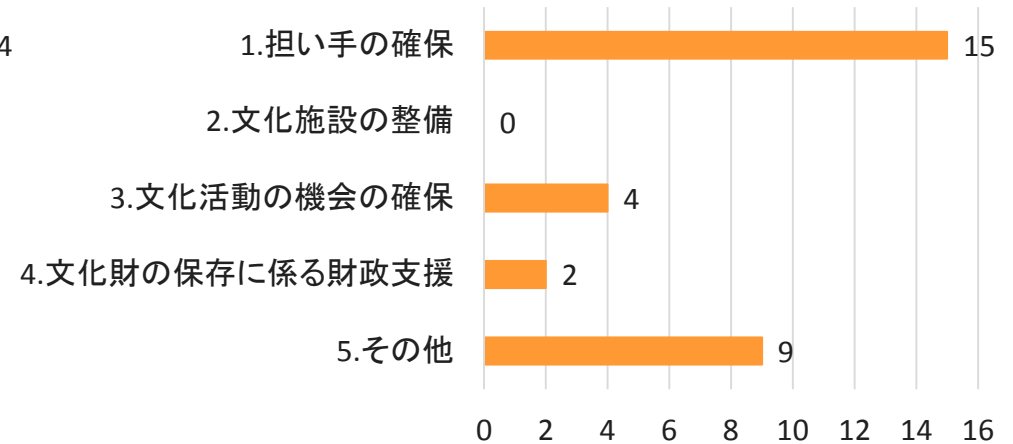
※回答した過疎関係市町村数:243団体

<主な意見>

- ・地域の人口減少による風俗習慣行事の存続危機や民族芸能団体における後継者不足などが深刻である。最近では、風俗習慣行事などは通常と異なったあり方で実施したり(地域の各戸を回る来訪神行事であるが、参加戸数が少なくなったため集会所で実施する等)、神楽保存団体が活動人員不足のため中止するなどの例がある。
- ・少子高齢化により地域の担い手が著しく低下している本町ではあるが、農村舞台公演等を毎年開催することにより、地域の連帯が醸成でき、また新たな担い手が加わる事もある。

都道府県の回答

【地域文化の振興等についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:22団体

<主な意見>

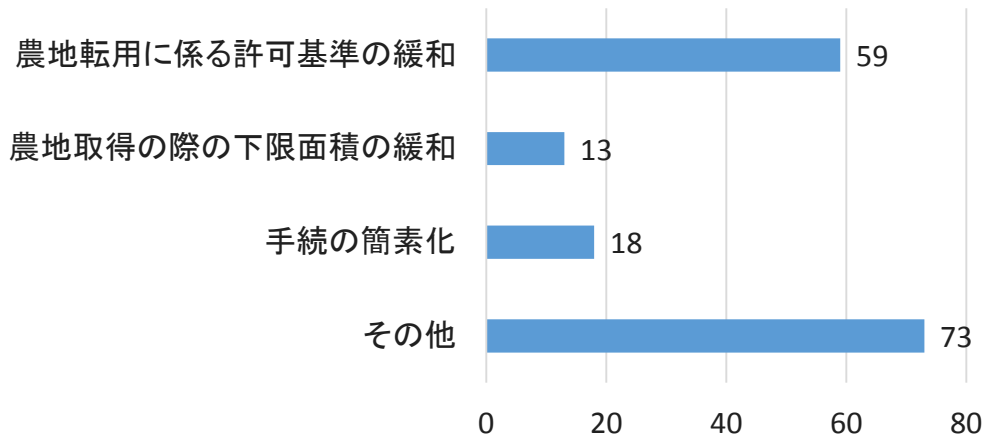
- ・事業実施には、離島・過疎地域の市町村との連携が重要であるが、離島・過疎地域の市町村においては、マンパワーが不足し、事業の執行体制が十分でない状況が見受けられる。
- ・高齢化や過疎化、人口減少により地域の伝統行事、伝統芸能の保存・継承は深刻な状況にあり、伝統芸能の継承及び発展のためには発表の場の確保が必要である。

(12) 農地法等による処分についての配慮に関する意見

「農地転用に係る許可基準の緩和」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【農地法等による処分についての配慮に関する意見】



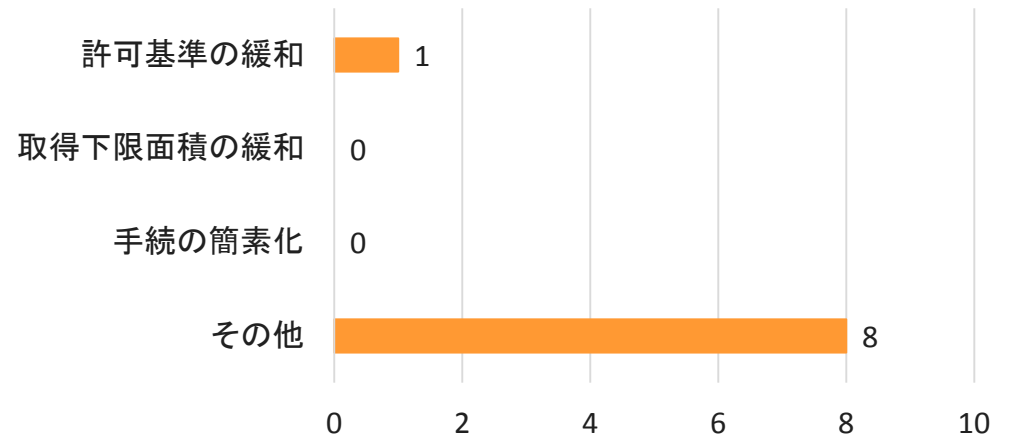
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 154団体

<主な意見>

- ・企業や商業施設等を誘致するにあたり、農振農用地や第1種農地の転用規制が厳しく、企業等の進出機会が損なわれている。
- ・非農家の方が畑地を取得(借地)し耕作したいが、農地取得の下限面積(50a)が大きいので農地を取得(借受)し耕作できない状況にある。農地(畑地)の有効活用と耕作従事者を増やすためにも、農地取得の下限面積の引き下げをお願いしたい。

都道府県の回答

【農地法等による処分についての配慮に関する意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 9団体

<主な意見>

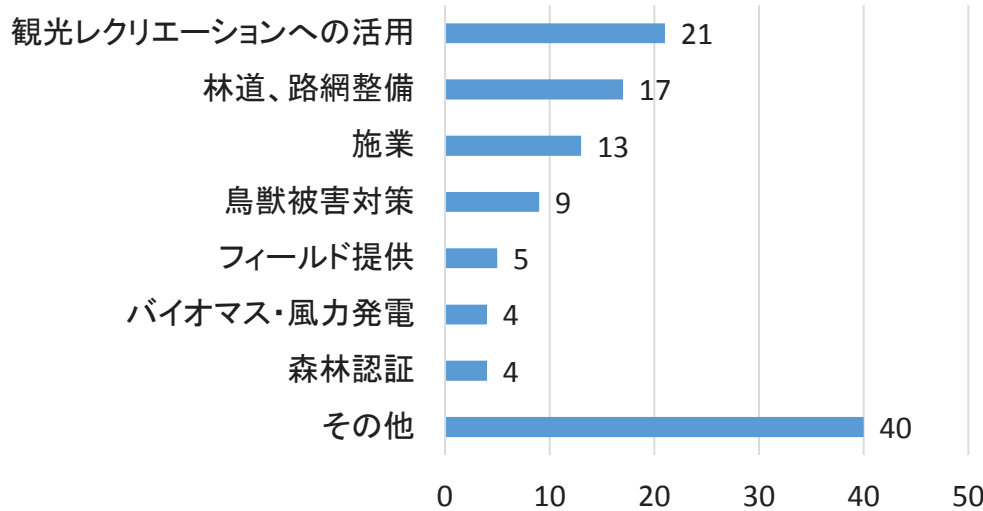
- ・農地法の許可事務については、事前の相談等に対応するとともに、農地法及び農地法運用通知等に基づき、適切な運用を図っている。
- ・本県においては、4ha以下の農地転用許可権限が過疎地域を含む市町に移譲されていることから、施設整備に対して迅速な対応が可能。

(13) 国有林野の活用についての意見

市町村と連携した「観光レクリエーションへの活用」、「林道・路網整備」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【国有林野の活用についての意見】



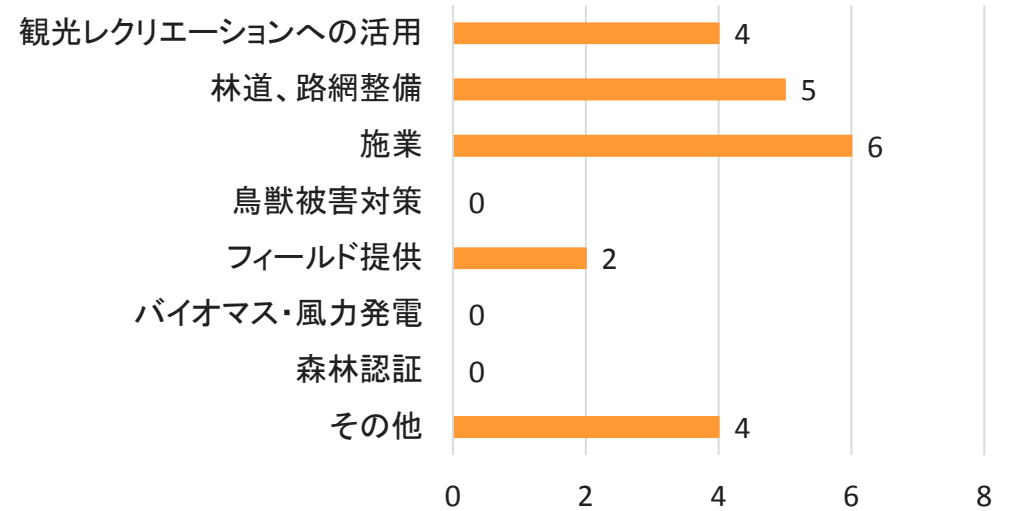
※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数: 91団体

<主な意見>

- ・国有林を活用した自然体験や宿泊等の環境整備に努め、滞在型の町を目指していく必要がある。
- ・猪、鹿などの有害鳥獣被害が増加し、農家のやる気を奪っている地域と連携した国有林内の有害鳥獣被害対策を強化していただきたい。
- ・国有林内の林地未利用材の活用、バイオマス専用材の協力を求めたい。

都道府県の回答

【国有林野の活用についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した都道府県数: 13団体

<主な意見>

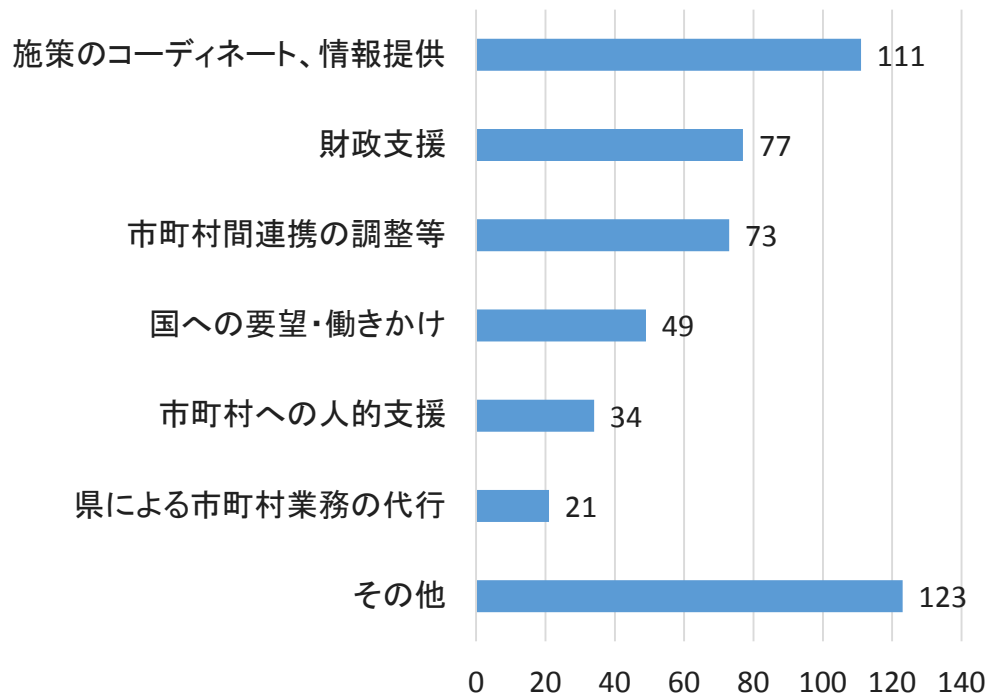
- ・国有林と民有林の連携の一つとして、現在、森林管理局と県内7市町村間で森林共同施業団地を設定し、路網を共通で使用し民国連携による共同施業、協調出荷などの実績を上げている。
- ・林業大学校を設置の研修フィールドとして、国有林の活用について配慮をいただきたい。

(14) 都道府県に求める役割についての意見

「施策のコーディネート、情報提供」、「財政支援」、「市町村間連携の調整等」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【都道府県に求める役割についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。
※回答した過疎関係市町村数:386団体

<主な意見>

・県の計画は市町村計画をまとめたものであり、県として過疎地域をどう支援していくのか、補助制度等を整備しておくだけでなく、過疎地域の存続を県としてどのように考えているのか示していく必要があると考える。

・過疎地域における課題等は近隣市町村で類似な内容が多いことが想定されることから、広域的な観点から課題解決や調査研究に取り組む専門部局を県に設置し、過疎対策を進めることが有効と考える。

・多くの市町村の財政力が弱いため、単独市町村での取り組みは限界があると考えられ、振興局をリーダーとした広域的な施策の実施や連携が重要になってくると思われ、その組織作りを含めた総合調整に期待したい。

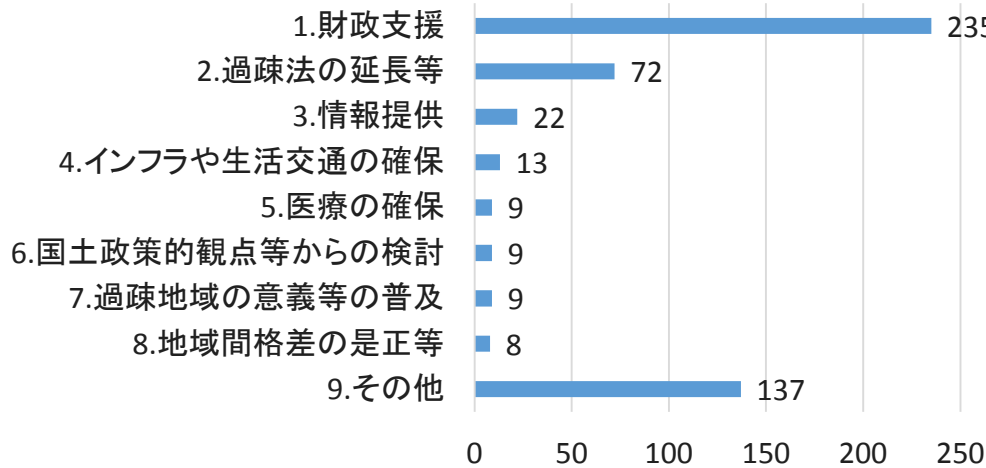
・市町村はそれぞれ独立した地方公共団体ではあるが、住民の「生活」にとってその枠組みはそれほど重要ではないと考えられることから、例えば過疎計画を策定した際、隣接する過疎市町村間で同種のハード事業が計画されている際には、過度なインフラ投資を抑制するためにも複数市町村で共有の施設を建設するとか、同種のソフト事業が計画されている際には、共同で実施して効率化を図るとか、そういったコーディネート機能を発揮していただきたい。

(15) 国に求める役割についての意見

「財政支援」、「過疎法の延長等」などの意見が多い。

過疎関係市町村の回答

【国に求める役割についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

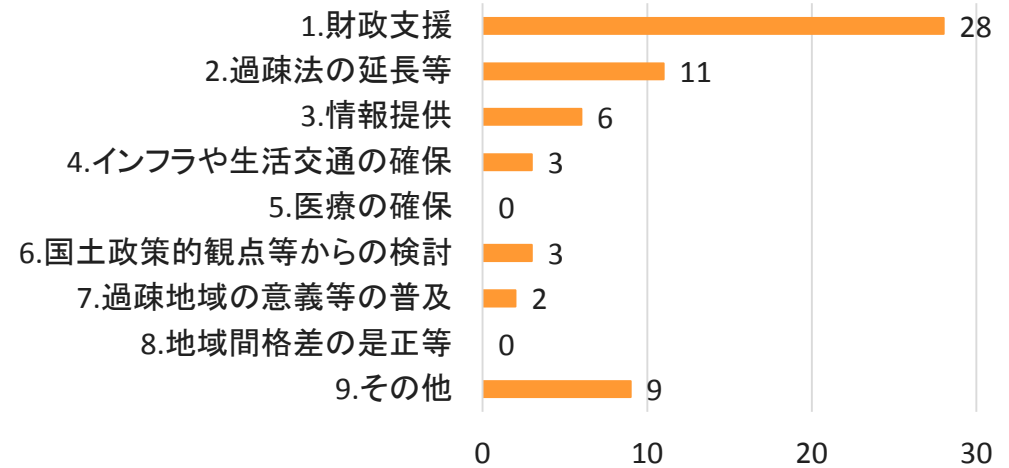
※回答した過疎関係市町村数:453団体

<主な意見>

- ・都市圏から地方へ人や企業が分散するような政策と現行の過疎地域自立促進特別法が失効後も過疎地域の住民が安心して暮らせ、生活基盤が確立できるよう財政基盤の確立と新たな過疎対策法の制定を望む。
- ・国として過疎地域を存続させる必要があると考えているのか、コンパクトシティを目指し集落をまとめようとしているのか。集落をまとめることにより効率的に、機能的に行政を運営することはできるが、市町村にとって集落がなくなることは国が感じる以上に重大なことである。さらに、集落が存在していることで国土の保全に寄与していることも考えられる。

都道府県の回答

【国に求める役割についての意見】



※記述回答より整理。複数項目についての回答あり。

※回答した都道府県数:40団体

<主な意見>

- ・過疎地域も地域づくり等に今後も努力を続ける必要があるが、企業・大学・商業施設等が首都圏に集中していることが、地方の若者が進学・就職を機に首都圏に流出し定住してしまう要因になっている。過疎地域に財政的な支援をするだけでなく、もっと地方に人が流れるような施策を進めて欲しい。
- ・過疎地域が担っている機能について、今後も維持をしていくための負担に対する国民理解が必要であり、国として、都市住民も過疎対策に係る負担をする意義を示す必要がある。

(16) 過疎対策の必要性についての意見①

過疎関係市町村の主な意見

○国土保全等

・過疎地域は、安全な食糧や水の供給をはじめ、森林や水源の保全を基本としながら、日本の美しい国土形成や風景を維持するために大きな役割を担っている。

・過疎地域の人口は、全体の8%程度に過ぎないが、国土の6割近くを占めており、これ以上過疎地域が疲弊する場合には、国土の半分以上の荒廃を招くこととなることから、国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

・都市部のみ資源を集中した場合、環境の変化や災害等で機能が失われた際に復興が困難になりうるため、リスクヘッジの観点から地方部をバックアップ機能を有する地域として整備することは合理的。

・人口が減少したとしてもその地域に根付いた文化や何百年と姿を変えず残っている雄大な自然などは必ず守る必要がありその地域の大切な財産。格差解消も重要な課題ではあるが、守り続けてきたものの保守ということも重要な課題。

○多様性の確保

・多様な文化を生み出しているのは都会も過疎地域も同様であり、いずれも日本の魅力の根源と考えられることから、多様な価値観を認めるのと同様に多様な地域のあり方を地域がデザインしていく主体性を育て、確保することが重要。

・都会だから良いとか田舎だから不便だといった価値観は変わってきているのではないか。過疎地域が持つ役割も変化・多様化してくるから、国民が望む地域や社会のあり方を考えていくべき。

・地域の幅を狭めて使うより、地方の隅々まで広く利用し、いろいろな環境のもとで生活し、その風土が培う文化などを守り生活するほうが将来の可能性があると感じる。その多様性の受け皿となるのが、地方で、それらを繋ぐ仕組みを構築するほうが明るい未来を描けるように感じる。

○人口減少社会への対応

・過疎地域にこそ、人口減少社会への対策のヒントがあると思う。現に出生率等のデータでも、都会的な生活をするより地方の方が優れている面がある。地方の一次産業等の職業威信を高め、都会で燻っている若者が地方に動き、労働力の確保ができるよう、これまでの過疎対策の枠組みから少し離れて継続して検討していく必要があると感じる。

・都市部からすれば都市部のお金が地方に流出しているように感じるかもしれないが、地方からすればお金をかけて育てた人材が都市部に流出しているように感じる。都市部から地方へのお金の流出がなければ地方は成り立たないし、地方から都市部への人の流出がなければ都市部は成り立たない。

・対症療法的な過疎対策ではなく、首都圏一極集中の解消の手段としての過疎対策を考えていく必要がある。例えば、首都圏からの移住定住を促進するにしても、一定の生活の質(QOL)は保証をしなければ田舎(過疎地)生活者は増えていかないと考えられ、その生活の質を維持するためにインフラ、医療機関、教育機関、雇用環境(産業振興)の整備について国の施策として行う必要がある。

(16) 過疎対策の必要性についての意見②

過疎関係市町村の主な意見

・世界と日本を相対させた場合にも同じことが言えるが、自然資源の多くは後進国(=地方)にあり、先進国(=都市部)はその恩恵を受けることで社会構造が成立している部分は少なくない。

これを踏まえ、過疎対策は、過疎地のための対策とするのではなく、日本全体の課題としたとき、都市部と過疎地が有機的に作用しあえる工夫が必要となり、それぞれの立場や役割をどのように考えるかを過疎対策の根本におくことで、この間の必要性は担保されると考える。

○住民の暮らし

・「過疎」とは単純に言えば人口が減ってしまうことであるが、人口は減っていてもその地域に暮らす人は存在する。その人達の暮らしを守る施策を行うことで、農地や森林を適正に管理できるとともに農山漁村を維持でき、結果、国土の保全や水源の涵養といった公益的機能を果たすことにつながると思う。

・特別の対策を講じる以上、理由や説明が必要という論理は理解できるが、過疎地に住む人の多くがその地に留まる理由は、その地に生まれ、その地が好きだからという単純なものであろうと思う。社会的な価値や役割を求められても答えようがないというのが実態ではないか。

・人口減少は避けては通れない課題であるが、小さくてもキラリと輝く元気な村、村民が魅力を感じ自信と誇りを持てる持続可能なむらづくりのため過疎対策は必要である。

都道府県の主な意見

・過疎地域に存在し、二次的自然環境を有する里山こそが「日本の原風景」であり、また、生物多様性を確保する上で重要だという価値観。過疎地域が消滅することは、「日本の原風景」や生物多様性を失うことにつながるという認識。

・過疎地域の資源、それによって生み出されるエネルギーや特産物を活用し、農林業と連携した体験・交流型観光や都市住民との交流事業など観光・レクリエーション地域としての活性化が必要である。

・若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の潮流が高まってきており、過疎地域の魅力や必要性が再認識されているなか、効率化の議論だけで、過疎対策のメリット・デメリットを判断すべきではない。

・「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと価値観が大きく変化する中で、過疎地域には豊かな自然、新鮮な農産物、伝統文化、風俗習慣といった大都市にはない資源や魅力があり、これらを活用して多様なライフスタイルを実現できる新しい生活空間を創出することが求められる。

・過疎地域は、今後日本各地で抱える人口減少の課題に先駆けて直面していることから、今後の人口減少時代の対策のためにも、過疎対策を進める必要がある。